

令和2年第4回  
利根町議会定例会会議録 第2号

令和2年12月8日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	新井邦弘君
6番	石山肖子君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	飯塚良一君
企 画 課	長	川上叔春君
財 政 課	長	大越達也君
住 民 課	長	桜井保夫君
福 祉 課	長	蜂谷忠義君
保健福祉センター所長		狩谷美弥子君
環 境 対 策 課 長		中村寛之君
保険年金課長兼国保診療所事務長		直江弘樹君
経済課長兼農業委員会事務局長		近藤一夫君
都 市 整 備 課 長		飯田喜紀君
学 校 教 育 課 長		青木正道君
生 涯 学 習 課 長		久保田政美君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	赤尾津政男
書 記	荒井裕二

## 1. 議事日程

## 議 事 日 程 第 2 号

令和2年12月8日（火曜日）

午前10時開議

- |       |  |                                     |
|-------|--|-------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第71号                                 | 利根町課等設置条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第2  | 議案第72号                                 | 利根町男女共同参画推進条例                       |
| 日程第3  | 議案第73号                                 | 利根町議会議員及び利根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 |
| 日程第4  | 議案第74号                                 | 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例              |
| 日程第5  | 議案第75号                                 | 利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例          |
| 日程第6  | 議案第76号                                 | 利根町介護保険条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第7  | 議案第77号                                 | 利根町企業立地促進条例の一部を改正する条例               |
| 日程第8  | 議案第78号                                 | 令和2年度利根町一般会計補正予算（第10号）              |
| 日程第9  | 議案第79号                                 | 令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）         |
| 日程第10 | 議案第80号                                 | 令和2年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）          |
| 日程第11 | 議案第81号                                 | 令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）           |
| 日程第12 | 議案第82号                                 | 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）        |
| 日程第13 | 議案第83号                                 | 利根町教育委員会委員の任命について                   |
| 日程第14 | 議案第84号                                 | 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について             |
| 日程第15 | 諮問第1号                                  | 人権擁護委員候補者の推薦について                    |
| 日程第16 | 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件 |                                     |

## 1. 本日の会議に付した事件

- |      |        |
|------|--------|
| 日程第1 | 議案第71号 |
| 日程第2 | 議案第72号 |
| 日程第3 | 議案第73号 |
| 日程第4 | 議案第74号 |
| 日程第5 | 議案第75号 |
| 日程第6 | 議案第76号 |
| 日程第7 | 議案第77号 |
| 日程第8 | 議案第78号 |

- 日程第9 議案第79号  
日程第10 議案第80号  
日程第11 議案第81号  
日程第12 議案第82号  
日程第13 議案第83号  
日程第14 議案第84号  
日程第15 諮問第1号  
日程第16 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件
- 

午前10時00分開議

○議長（船川京子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

---

○議長（船川京子君） 日程第1，議案第71号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は8名です。

通告順に質疑を行います。

4番大越勇一議員。

○4番（大越勇一君） おはようございます。

それでは、質疑いたします。

議案第71号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例，防災危機管理課の分掌事務について、防災に関する業務の詳細について、防犯に関する業務の詳細について。

続きまして、人員配置について、課が1減2増しますが、人員配置について伺います。

○議長（船川京子君） 大越勇一議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） まず、防災に関する業務についてでございますが、主なものといたしまして、地域防災計画の策定見直し、町災害対策本部の設置や災害対応、平時の防災災害対策啓発、防災行政無線、それと国及び県の災害情報システムの管理、防災訓練、自主防災組織の支援、災害協定の締結と国県管理の河川の減災対策協議会の事務がございます。

次に、防犯の業務でございますが、基本的には警察署の所管となりますが、町ではその

補完する業務として、防犯灯の設置及び維持管理、防犯カメラの維持管理、それと防犯連絡員協議会の事務などがございます。

次に、人員配置についてでございますが、現在の定数条例の範囲内での人員配置を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 行政組織規則に基づき、これから係の編成に着手すると思いますが、現在、係は何係ぐらいを想定しているのか伺います。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 現在の想定でございますが、現係、これは町長事務部局の係数になります。これが42係ございまして、一つ減らしまして、41係を想定しております。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 防災危機管理課が新設された際、当面は総務課長が兼任するのか、それとも新しい課長が就任するのか伺います。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） まだ人事前なので確定したことは言えないんですけども、今のところ、人員が限られております。配置を考えていきますと兼務するという形が今のところ考えられます。

○議長（船川京子君） 大越勇一議員の質疑が終わりました。

次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、質疑いたします。

私は、今回の改正に当たりまして、提案理由にもございますように、時代に即した行政組織に今度改編するんだというようなことでうたわれております。

それにいろいろ検討を重ねたと思うんですけども、時代に即した行政とは何を言うのか、その辺、説明してください。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 今回提出いたしました課等設置条例の一部を改正する条例につきましては、多くの議員の方々から御質疑をいただいておりますので、井原議員への答弁とともに組織改革の全体像などもお話した上で、それぞれの質疑にお答えしたいと思います。

まず、井原議員の通告にあります時代に即した行政組織についてでございますが、行政は常に時代に即した対応が求められますが、その時代時代で求められる内容が異なります。町としてはそれに応えるべく、必要に応じ組織改革を行い、実情に合わせた柔軟な対応を図っていかねばならないと認識しております。

今回の条例改正の目的である時代に即した行政組織につきまして具体的に申し上げますと、まず新設する防災危機管理課につきましては、近年の豪雨災害や想定されている地震災害への対応の強化、ここで言う強化とは、防災計画の適宜改定、また災害時の指揮命令系統の確立、全職員の迅速な対応、避難所の確保、自主防災組織の育成などを指すものでございます。

このほか、現在コロナウイルスと闘っている最中ですが、これら感染症対策も踏まえた中での防災対策なども強化し、広報していくことにより、町民の方々の不安解消や減災につなげていかなければなりません。

現在、総務課消防交通係が防災を担当しておりますが、防災危機管理という災害対応の専門部署があることを示すことで、町民の方々の不安を少しでも取り除き、安心を提供できるものと考えております。

次に、新設するまち未来創造課でございますが、商工観光の振興を都市計画と一体となってまちづくりを実践するものです。

現在、まちづくりイコール企画課というふうになっておりますが、まちづくりという言葉はとても広い意味を持ち、現企画課が計画立案からまちづくりの実践まで行うという実態は企画課自体を肥大化させる要因となっております。

そこで、まちづくりの実践の核となり得る商工観光部門とまちづくりのハード計画を担う都市計画部門とを融合させ、これを実践部隊としてまちづくりを進めることとし、政策企画課で町全体を見渡した計画をつくり、まちづくりの実践はまち未来創造課で行うという組織としているわけでございます。

なぜこのようなまちづくり組織が必要であるかと申しますと、これまで、町も議会も人口減少をどうするんだという問題意識を抱え、人口を増やす施策を考えてきたところです。そのために、利根町は東京から近いですよ、自然豊かですよ、利根町に来るとこんな支援金がありますよなど、利根町を知らない人に利根町に来てくださいというアプローチをしてきました。

そのような中、人口減少に歯止めがかからない状況を踏まえ、町長と職員が話し合い、人を呼ぶ前に今住んでいる人たちが満足するような町にしていけない限り人は来ないのではないかというふうになったわけでございます。

大きなものではありませんが、町にも観光資源となり得るものがあります。それは例えば神社仏閣であったり、利根川であったり、桜であったり、鎌倉街道であったり、町ではこれらを町内外にPRしてきました。しかし、イベントのとき以外は人に来ていただくためのインフラは整えられていないのが実情です。人に訪れてもらうためには、駐車場やトイレの整備も必要になります。人が来れば、そこで町の物産も販売することも可能になり、町の特産品も生まれるでしょう。このようなまちづくりができれば、町民の方々が自慢できるもの、自慢できる場所がおのずと出来上がっていくと考えます。さらに、町民の方々

が、これらに関わっていくことにより好循環が生まれ、みんなが集まる面白いまちづくりが実現されるものと考えます。

まさにこれを目指す組織が今の利根町にとって必要であると考えております。

これまで、町では組織改革は何度も行ってまいりました。現在のような係制であったりグループ制を取ったり、また係制に戻したりと、その時代では、それが時代に即した組織であったんだと思います。

ただ、時は流れていきます。住民ニーズや行政として対応すべき状況も日々変化していきます。やはり、今、何に対応すべきかを考えたときには、ほかに遅れないように、できれば先を越せるように、町にとって町民にとって、今回御提案したような組織が必要であると考えました。

時代に即した組織、また組織改革に至った経緯は、このようなことからでございます。

以上でございます。（拍手）

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、まちづくりについて熱っぽく語っていただきましたけれども、これが本来は町長の口から出ればよかったね。残念だったと思います。今、拍手をされた方もいますけれども、ちょっと何かはやばしかったような感じがいたします。

今日は一般質問じゃないので、あまり先へ進めませんけれども、とにかく今回の改正はまちづくりを基本とした改正だと。

それともう一つは、防災危機管理課を設定した中での地震対策、自然災害対策に重きを置いたよと。それからまた、まち未来創造課を設置して、要するに都市計画に力を入れているということなんです。

そこでちょっと気がついたんですけれども、まちづくり、都市づくり、それはいいんですけれども、今回、都市施設の一つ、事業として一つ下水道事業に関するものが生活環境のほうに行っちゃった。これは全然別だよ、法的にも何も。なぜ下水道が生活環境課のほうへ行ったのかなと、それが一つ疑問なんです。お答えにならなくても結構なんです。とにかく、今、総務課長がおっしゃったような方向でもって今回改正されたということは理解いたしました。結構です。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

次に、3番片山 啓議員。

○3番（片山 啓君） お伺いいたします。

今回、一つの課が増えました。このことによって、一番肝心なことは住民のニーズに応えることだと思っておりますが、サービスがどのように向上するのか、具体的にお答えいただきたいと思っております。

○議長（船川京子君） 片山 啓議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 先ほどの答弁にもありましたように、防災危機管理課につきましては防災機能の強化、町民の不安解消が住民サービスにつながるものと考えております。

また、まち未来創造課につきましては、みんなが集まる面白いまちづくりの実現により、中長期的に見て移住定住の促進がなされ、結果的に住民サービスの向上につながるものと考えております。

さらに、この条例案が可決された後は、行政組織規則の改正にも着手いたします。

この規則では、係やその事務分掌を定めることとなりますが、その中では係の統廃合も考えております。

具体的には、一つの係に職員1人という係は他の係との統合を行い、1係複数人を基本といたします。複数人で同じ分野の事務を執ることにより、幅広い知識の習得を可能とするほか、人事異動直後によくある分かる人がいないからといった対応をなくすことにもつながります。

国では縦割り行政をなくすという取組を公言しております。町においても縦割りは行政の遅れを招くばかりでなく、住民への対応の遅れも生じさせてしまうと認識しております。

今回の組織改革は類似業務の統合も含めております。また、行政組織も併せて改正することにより、さらなる縦割り行政の解消、職員のスキルアップの向上にも寄与するものと考えております。

以上です。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 今、お答えになられたことがよく言葉と意味がはっきりしないところがあったんですけれども、そういうことだと、現在の組織では十分にニーズに対応できていないという反省の下からこういうふうな提案されたんですか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） ニーズに対応できていないということではなくて、ニーズに対応するためということでございます。

○議長（船川京子君） 片山 啓議員の質疑が終わりました。

次に、5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 今、課を設置する理由についてというようなことで、危機管理課を設置するというようなことで機能強化を目指していくんだというようなことであるんですけれども、危機管理課をつくるんだけれども、今までどおり、総務課が分離して新たな課をつくって課長をつくってというんじゃなくて総務課の中でやっていくんだというようなことで説明なんだけれども、そういうことが本当に危機管理課というやつをつくって、具体的にどのようにしていくのか、危機管理課がどのような、今までどおりじゃなくてもっと危機管理に対してどのようなことなのか、その辺、具体的に説明してください。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 具体的にどのように遂行していくのかということですが、今の組織体制ですと、全てが間に合っているわけではなくて、なかなか外に見えない事務も結構あります。

例えば国、県の災害のシステムというのはこれ結構いっぱいありまして、Jアラートであつたりエムネットであつたり、安否情報システムであつたり、物資調達輸送調整等支援システムであつたり、茨城県防災情報ネットワークシステムであつたりと、システムだけでも相当増えております。これがどんどん増えていって、システム自体もどんどん変化していきますので、それへの対応が必要になってきます。

そういった中、今、消防交通係という係一つで対応しているわけですが、それを防災機能を充実させて独立させていくことによって、さっき言った時代の流れに合った、もしくは県とか国のニーズに合った防災の対応をしていかなければならない。そういったときには、やはり一つの課として独立させていくことが、今やらなければいけない、災害に対応するためにはそれが必要だということでございます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） そうすると、課をつくっていくんだと、危機管理課ですか。

そうすると、それは別に課長を置いて危機管理課という課を一つ設置するということですか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） まだ人事に着手しておりませんので、はっきりとした答えは出せないんですが、ただ、今回の条例改正案では課として独立させておりますので、課長は1人置くというのが大前提でございます。ただ、ほかの課でもありますけれども、課長を兼務するということもあり得るという解釈をしていただければと思います。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） それで、町長に一つお聞きしたいと思うんですが、この前、企画財政が企画と財政、それで都市計画課が都市計画課と建設課ですか、それを分けて、それで町長はこれを、どのような成果が、これを分けたことによって、住民に対してどのような成果、町長の考えているようなとおりに、分けたら本当によかったというようなことになったかどうか、その辺、町長の考えをお聞かせください。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） まず企画財政、ほとんどいろいろな町のイベント、いろいろな仕事を決めるのに企画課でいろいろなものを練ります。財政と一緒に優先的に資金というか、お金が行っちゃうじゃないですか。取りづらいというのも、これ我慢しようかなとかあるわけですが、これでは町の住民サービスにつながっていかないんじゃないか



という面もありまして、町のいろいろな施策を進めていくためには分けなきゃならないなというところで分けてました。

都市整備課と建設課は、都市整備が今度、公会計じゃないけれども公の、下水道がそういうふうに進んでいく情報がありましたので、これも徐々に減らしていかなければならないと。

とにかく人員が少ないです。利根町172人で、振り分けるのも大変で、仕事量は本当に増えています。住民サービスとか町民の不安解消、こういうものを全てやっていくには、課を何とかしなければなりません。今まで縦割りをなくすためにグループ制ができました。十数年前ですけれども、これはいいことだなと思って見ていましたら、今度、トップが替わると、今の感じになりました。それで、係が変わったかという係そのままなんです。仕事があちこち飛んでいるんです。やっぱりこの仕事、その係の中で仕事を統一していかないと、これは我々の課ではありません。私が、いろいろな仕事を頼んだ場合でも、これはあっちです、こっちです。住民の方はもっと分かりづらいと思うんです。

そんなことがありまして、これは機構改革していかなきゃならないな、そういうふう考えたところでございます。

いいことというのは、それなりに課を分けたことによって前よりも仕事が進むようになったと思っております。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

次に、2番山崎誠一郎議員。

○2番（山崎誠一郎啓君） おはようございます。2番、令和デモクラシーの山崎でございます。

利根町課等設置条例の一部を改正する条例について御質問いたします。その中の防災危機管理課設置について、特化してお聞きいたします。

まさにちょうど去年12月、この議会において、台風等がその前の10月、11月にありましたので、私は町長に対して危機管理専門の組織が必要ではないのかという質問しましたら、その際、町長の答弁としては、私も同じような考えを持っているので、なるべく早くできるように設置を考えているという答弁をいただきました。

また、その際に、まさか今のコロナを想定して言ったわけではないんですが、インフルエンザ等のパンデミックも危機管理の一環ですという話をしましたら、町長もその点を踏まえて、できる限り早く設置しようというような体制を取ると言うことを言っていただいたと私は記憶してございます。

そして、今回、この条例案、危機管理専門以外にもあるんですが、提出していただいたということに関して、改めて敬意を表したいと思います。

いろいろ、8人質問されるということで、今私5番目なんですが、この設置について、これをまず町民の方に、特にこの危機管理についてお知らせしてくれたほうがいいのか

という思いでございます。

今日、私、たまたま12月号の利根広報を見ましたら、Wi-Fiの設置をしましたよと。Wi-Fiをするという記事が載っておりました。まさに、Wi-Fiの設置も危機管理の大きな一つだと思っております。できましたら、この危機管理専門の設置というのを新聞報道で、茨城新聞でも読売新聞でも朝日新聞でも、何新聞でも結構なので報道発表して、利根町はこうやって取り組んでいるんだよと、そういうことを住民の皆様にお知らせされたほうが住民の皆様も非常に安心するのではないのかなという思いを持ってございます。

ちょっと話が変わりますが、これも提案、今お考えだと思いますが、予算の関係もあります。人員の関係もあります。そして、災害というのは一年中起きているわけではないと思うし、一年中起きてても非常に困る話なので、できたら知恵を働かせて兼務でやっていただきたいと。どうせ災害が発生した場合には、執行部全体で取りかかるということになると思いますので、町長筆頭に、総務課長が指揮、そしてほかの課長さんがそれに全体で取りかかるということになると思いますので、先ほども言いましたように、一年中起きていたら困るということもありますし、起きていることもないと思いますので、兼務発令をして、もし何かあった場合にはこうやって取りかかるんだよ、そういうマニュアルみたいなものをしっかりとつくっていただいて、日頃から訓練をされ準備をしていただければ、有事の際にはスムーズに事が運ぶのではないのかなという思いを持っております。

最初、町長直結の組織にされたほうがよりインパクトがあるという思いだったんですが、利根町の執行部は全てが町長直結だということなんで、何だったら町長室に部屋を設けたらどうかなと思ったんですが、総務課に準備されるという話をちょっと伺いましたんで、船頭多くして船山に登る、そういったことがないことに対処していただいて、この兼務発令をして日頃から準備をして、人件費のかからない組織の肥大化もできる限り抑えられるというすばらしい取組をされたらいいのかなという思いでございます。

課長は先ほどから兼務も考えているという話をされましたけれども、担当の人は最初は何人かは独自に張りつけるということなんでしょうか。そこだけちょっとお伺いいたします。

○議長（船川京子君） 山崎誠一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 今回、防災に特化した質問なんですけど、もう去年、その前から町長のほうから防災危機管理とそれと商工観光は何かしなきゃならないよねという話は伺っておりました。

今年からなんですけど、そういった部署には補佐を専任でつけまして、来年の機構改革に向けた取組を少しずつ行ってきたところです。

防災危機管理課の組織としては、課長、課長補佐、それと係につきましては防災係2名、それと消防交通係2名の6名体制を考えております。ただ、先ほどから申し上げましたと

おり、言っていますとおり、総務課長が防災危機管理課長を兼ねていく、取りあえずそういう形で始めたいというふうに思っています。

○議長（船川京子君） 山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 総務課長、防災、消防、交通安全、防犯と所掌範囲広がると思いますが、何とぞ頑張っていただきたいという思いでございます。

こうつくりましたと、よく民間会社でも世の中でも費用対効果というものがありますが、この防災に関してはつくって最善の準備をしますと、しかしながら稼働しないことが住民の幸せなわけでございます。その点も、費用対効果というのも非常に大切なことなのですが、費用対効果に安心安全については、防災等に関してはあまり縛られることがないように、ただし、人員は先ほどおっしゃいましたように範囲内で賄うという、そういった総合的な面も含めまして、この安心安全の対策に努めていただいて、町民の皆さんに安心してもらうと。

もう一つ、私の感じたことなんですが、先ほど町長もおっしゃいましたようにグループ制云々と、組織改革というのはよくトップが替われば起きます。これも会社でも自治体でも同じだと思います。

それは、特に自治体の場合は、役場内では当然浸透されると思います、執行部の中では。しかし、住民が、例えばグループ制のときに、住民が何人それを理解していたか。そういったこともよく調べていただいて、これを、利根町は今回組織整備をしたんだと、それで皆様の安心安全に努めているんだと、そういうことを、広報はもちろんのこと、いろいろな、先ほど言いましたように、一般紙の記事でも結構です。それを住民の皆様が知らないと、よく理解してくれないと、一緒にうまく進まないと思いますので、その辺を工夫されて、町民の皆様と一緒に、この利根町の安心安全、そしてほかの課も機動的に、先ほど言いましたように、世の中の流れに即すように一緒に進んでいくことが、よりいい、この改革につながると思いますので、その点をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（船川京子君） 山崎誠一郎議員の質疑が終わりました。

次に、7番花嶋美清雄議員。

○7番（花嶋美清雄君） 議案第71号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例、条例改正に至った経緯については理解できましたので、質疑はありません。

○議長（船川京子君） 花嶋美清雄議員の質疑が終わりました。

次に、6番石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子でございます。

議案第71号について、2点お伺いいたします。

まずは、防災危機管理課の新設でございますが、近年、感染症対策についての試みが試されている時代でもあります。それから、システムへのサイバー攻撃等、情報についての

危機管理とか、そういうものも様々なことが地方自治体にも課題として与えられていると思います。

そこで、今回、まだ新型コロナウイルス感染については終息に至っていない状況でございまして、このような自然災害との複合災害時というのを考えて防災危機管理をしていかななくてはならないというふうに認識しております。

そこで、まずは避難所マニュアル、こういうものを策定していくということが喫緊の課題であるのではないかなと思っております。というのは、今、保健部門において、新型コロナウイルス感染症の本部があるわけですが、それと、全体の防災危機管理という意味で、順番もあるんですけれども、この感染症に対して危機管理も含まれると私はちょっとそのように思っております。というのは、やっぱり震災が起こった場合にどのようにするかということの方が大事になってくると思います。避難所の運営も大切だと思います。

そこで、この避難所マニュアルを作成するのが、地域防災計画も見直しするというこの前提で必要になるので、危機管理課が担当されるのか、一つお伺いいたします。

それから先ほど来申し上げております総合調整という意味で、危機管理という意味で新型コロナウイルス感染症などの感染症についての対策本部、こういうことについても総合的に調整される事務を防災危機管理課で行われるのかどうか。

もう一つ、2番目に、まち未来創造課の分掌事務ということで、こちらのほうの(3)にはシティプロモーションに関することというものが盛り込まれております。シティプロモーションといいますと、やはり商工観光での町の魅力アップということが大切になると思います。魅力アップした上で移住定住していただくということが、その先に一つの着地点としてあると私は認識しております。

そこで、その政策企画課のほうに移住定住に関することが(6)で入っておりますが、これについて、まち未来創造課と政策企画課の事務のすみ分けというのはどのようにされるのか、どのように連携されるのか、お伺いいたします。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所マニュアルを作成する場合がございますが、避難所は災害対策の主管課である防災危機管理課が担当となりますが、感染症対策には専門的知識も必要になることから、感染症対策の主管課である保健福祉センターと連携して作成することになります。

次に総合調整についてですが、総合調整につきましては、保健福祉センターであるとか防災危機管理課であるとか、これから増えるわけですが、それぞれの所管する部分を持ち寄って、災害対策本部、災害感染症対策本部、こちらの中で協議対応する、災害対策本部であったり感染症対策本部であったり、その場で調整していくということになるかと思っております。

新型コロナウイルス感染症対策本部，こちらにつきましては，これまでどおり，感染症対策の主管課である保健福祉センターが所管いたします。

次に，シティプロモーションと移住定住の連携でございますが，移住定住は施策の目的であり，シティプロモーションはその手段であると認識しております。移住定住につながる事務は全ての課に存在すると認識しております。

これらを踏まえ，政策企画課は移住定住の総合窓口として位置づけ，シティプロモーションは町全体の移住定住施策を拾い上げ，必要な情報を効果的に町内外へ発信するという組織を考えております。これらの情報を共有することが連携につながるというふうを考えております。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑が終わりました。

次に，1番峯山典明議員。

○1番（峯山典明君） 1番峯山典明でございます。

議案第71号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例について質疑させていただきます。

まず一つ目に，条例改正により人件費がどのように変わるのか，増減額をお答えください。

二つ目，提案理由に効率的，効果的な行政運営を目指すとありますが，条例改正によって具体的にどのように効率がよくなるのか，効果が現れるのか。

そして三つ目に，今までの行政組織では効率が悪い，効果が現れなかったと判断されたので条例改正提案されたことだと思えますけれども，どうして効率が悪かったのか，効果が現れなかったのか，その分析された内容をお答えください。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） まず人件費でございますが，定数条例の枠内で配置を行うことや，防災危機管理課は総務課長の兼務を想定しているということで，条例改正による人件費に増減はございません。

次に，どのように効率がよくなり効果が現れるのかでございますが，これまで答弁したとおり，政策企画課でビジョンをつくり，まち未来創造課で実行していく，またこれまでになかった類似業務の整理により効率的に業務が遂行されるものと考えております。

効果的とは，今ここで組織改革をすることが時代の流れに即したものであり，これこそが効果的，つまりタイムリーであると考えております。効果が現れるのかとの御質問ですが，総合振興計画にあるビジョン「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」を目指すものですから，当然これが実現されるものと考えております。

次に，どうして効率が悪かったのか，効果が現れなかったのかとの御質疑ですが，悪いから直すというのが前提になってしまっているようですが，そうではなく，これまで町を

背負ってきた町長であるとか先輩たち、そのときにはベストな選択をしてきたはずです。ただ、組織も時代の変化に対応していかなければならないということでございます。

これまで何度も申し上げているように、今の時代に即した組織にしていけないといけません。遅れてしまうんです。今、組織を再編して町民の不安解消や移住定住を推し進めていかなければならないと考えております。

これまで人員の問題や事務分掌の問題で動きたくても動けなかった組織を動かし、機動力を生かしていくためにはこの組織が必要だということでございます。ぜひ御理解いただきたいと思っております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） それでは、二つ目の質疑をさせていただきます。

先ほど答弁の中での、ほかの議員さんの質疑の中での答弁で、縦割り行政の解消ということでしたけれども、具体例を挙げさせていただきます。

例えば、空き家空き地に関しては今まで企画課と経済課と、あとは環境対策課ですか、その三つが関わっていたと思うんですけども、この空き家に関して、うまく連携を取って解消することができるのかどうか、それが縦割り行政の解消につながるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 今回の組織改革の中で検討しました。

空き家対策については、空き家・空き地バンク、これをどうするかというのがちょっと焦点にはなりました。その中で、環境対策課のほうで、空き家対策の一環として、それを進めていったほうが事務が執りやすいという提案がございましたので、そのように改正するようになっております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） それでは3回目、最後の質疑をさせていただきます。

まち未来創造課について、先ほど神社仏閣、そして鎌倉街道などのインフラ整備ということでしたけれども、名所だとかも観光に関わるもの以外のインフラに関してはどのように整備されていくのでしょうか。

○議長（船川京子君） 峯山議員に申し上げます。質問になってしまっているのですが、質疑をしていただけますか、3回目の。

峯山議員。

○1番（峯山典明君） 以上で質疑を終わらせていただきます。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

8 番井原正光議員。

〔8 番井原正光君登壇〕

○8 番（井原正光君） 8 番井原でございます。

議案第71号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例について反対討論をいたします。

改正に当たっては、内部で時間をかけ検討されたものと思います。主権者である住民から負託された公共のさらなる福祉の向上実現を目指し、最少の経費で最大の効果を発揮できるように、組織運営の変革を求めて改正に至ったものと思います。

改正案を見ますと、前回の改正と同じように、今回もまた一つの課の業務を分けて新しい課を設置するものであります。課を二つに割った中身を考えますと、横の連絡と責任、管理を統合して業務の遂行ができるかなということが大変心配になってまいります。特に、事業を執行する課は事業の付加価値を効果的に効率を上げる必要がありますから、意思決定の迅速化が必要です。

その上で、人員配置、特に課を越えての職員の連携に取り組む制度導入も必要だと思えます。そして、こういうことが人員の抑制、人件費の削減にもつながるものと思っております。

隣の課では定時に帰宅するが、自分の課では毎日残業している、またその逆もあります。職員が効率的に業務を行うことができるように、過剰な残業をしないようにすることが改正の大きな目的だとも思えます。また、力を持て余し能力を発揮できないで悶々としている職員もいると思えます。

大分古い話になりますが、佐々木町長、議員時代に、一般質問する際に、総務行政とかあるいは建設行政とかということで、質問の項目を大枠で質問していたのがよく、私ちょっと今思い出したんですが、この組織についてもある程度大きいほうが結果を出しやすい、マネジメントしやすいというふうに私は思います。

今回の改正で申し上げますと、都市計画に関することなのですが、執行部の説明でも、政策企画課で扱う総合振興計画が定める都市計画区域の整備、開発等の方針を受けて、新しくできる、まち未来創造課の業務としたとの説明であります。よく見ますと、改正前の体制で維持されていたものが、今回の改正によって一部業務が切り離されています。都市計画マスタープランは、御承知のように、利根町「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」として、執行部から説明があったように、第五次利根町総合振興計画と連動する利根町都市計画マスタープランを作成してあります。都市の未来像や土地利用、道路、公園、下水道をはじめ、都市施設の整備、更新等、基本的な方向を示した都市づくり総合的な方針です。2030年まで、また実施計画は2022年までとなっております。

ところが、今回の改正で、都市施設である下水道事業に関することが生活環境課の業務となっております。生活環境課の業務である高度処理型浄化槽設置事業と同じように思っていることと思いますが、法律的にも事業の内容的にも全く別の事業であります。申請に至

っても、また事業採択についても、国、県等の窓口が違います。庁内での改正の協議の中で、話の中でこのような形になったかと思えますけれども、やはり課の改正というのは、全体的から見れば公益の追求、つまりは住民に分かりやすい関心の持てるように改正すべきであります。

また、先ほどからお話を聞いておりますと、まちづくりを強調しておりますから、総合的に事業がスムーズに執行できるように私はすべきだなというふうに思います。

もう1点申し上げます。それは、消費生活に関する件です。

消費生活というと、狭義の意味から、また広義の意味からも、住民にとって困り事はたくさんありますから、また多岐にわたっていますから、私もせんだっての一般質問の中で触れておりますけれども、住民が突然相談にやってきます、窓口にやってきます。そして、自分の、また家族のこと、他人の利害関係について、また何を相談してくるか分かりません。その対応について、回答できませんから、お帰りくださいまでは言わなくても、ちゃんと聞いてあげる。特に、住民が窓口を訪れて分からないことは、個人情報について理解していない方がたくさんいます。まして家族について、全て知り得る情報だと思っております。特に、妻や子については、なおさらです。

ですから、どの課の窓口に行っても、個人情報とはこういうものだよという説明ができる職員の体制が必要だというふうに私は思っております。個人情報だからお話できませんの一点張りでは説明になりません。そんなトラブルで町長室に押しかけられても困るというふうに私は思っております。だから、職員の研修は必要だというふうにさきに申し上げたとおりでございます。

このように重要な課である行政サービス最大の総合窓口というべく消費生活に関することが、事業課である、まち未来創造課の業務とすることに私は反対いたします。

また、時代に即した行政組織のイメージがありません。政府が進めているマイナポータル、あるいはまたIT戦略があります。今、利根町でも学校や役所だけでなく、もっと住民に理解、推進する係が私は欲しいというふうに思っております。

提案にありました時代に即した行政組織を構築することとは、今回の改正は何か別の様な感じがいたします。職員にやりがいを持って仕事に取り組んでもらえるような、国に先駆けして働き方改革を進める内容にすべきだというふうに思います。

以上のことから、今回の改正案に反対をいたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

4番大越勇一議員。

〔4番大越勇一君登壇〕

○4番（大越勇一君） 4番大越勇一です。

議案第71号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。



今まで14あった課が1減2増して15の課が設置され、新たに防災危機管理課とまち未来創造課、そして企画課が政策企画課になり、環境対策課が生活環境課に、経済課が農業政策課になれば、おのこの課が専門性を高めることができます。専門性が強化されれば、効率的、効果的な行政運営ができるようになります。すなわち住民サービスの向上につながります。住民サービスが行政運営をしていく上で一番重要ではないでしょうか。かゆいところに手が届く、時代に即した行政組織を構築する必要があると思います。

以上のことから、私は、議案第71号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例に賛成いたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

3番片山 啓議員。

〔3番片山 啓君登壇〕

○3番（片山 啓君） 3番片山 啓です。

議案第71号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

単純に申し上げまして、利根町は人口が非常に減少しております。まだまだそれに歯止めがかかっておりません。多いときの2万人ちょっとから今1万5,000人台になっております。今後まだまだ人口は減少する。そういう中で、町の機構も当然人口に合わせた組織にしていかなきゃいけないと。

先ほど課長が答弁されておりましたけれども、人件費は上がらないと。課長の答弁ですから、町長がどうするかはまだ明確になっておりませんが、当然、現在の時点ではそういう考えがあるかもしれませんが、いずれ課が増設されれば、それぞれの課に課長を置くと、14人の課長が15人になる、そういうことが前提条件としてある、そうなれば当然人件費も大きくなってくると思っております。

そういう観点から、この条例に対しては見直しを求め、反対の立場で討論いたしました。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

2番山崎誠一郎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 2番山崎でございます。

議案第71号、課等の改正についての賛成討論でございますが、先ほど来、執行部の説明をお聞きしました。

今、最初に反対された方、いろいろお話されておりましたけれども、防犯に関してのお話が全くなかったと。今2人目の方が発言されましたが、あくまでも想像の話がされていて、先ほどの答弁とは一致しない反対討論だったと、そういったことも含めて、まずは今の執行部でよく考えられたことだと思います。

私が一番賛成するのは、防災に関して、人口が減ろうが人口が増えようが、防災はやら

なければいけない話なんです。前回の議会のときに、6人増減したなどという質問をして都合のいいように解釈した話もありましたが、今回は、1人も増やさないという話を先ほど答弁をされているにもかかわらず、将来的には増員するんだらうと、そんなことは言っていないので、現実の話をされて反対討論をしてもらいたいという話と、あと、一番先に反対された方は、肝心なことは私からしてみればおっしゃらなかったんですが、まず、町長をされた場合には、町長の色を出して考えて組織再編をするわけです。昔だったら、プラン・ドゥー・チェック・アクション、PDCAというのがあって、それを回しながらやっていたんですが、現在はそんな余裕はないんです。間違ったり現在に合わなくなれば、すぐに手直しをすると、そういった機動性を求められて、それも追いつかない世の中になってきているんです。

そういったことも含めて、今回の組織再編、組織改革が行われたと私は思っておりますので、賛成して進めていただいて、また時代にそぐわないことがもし発生したらまた直して、時代に合うような形にさせていただきたいと。

先ほども言いましたが、行政に対しては費用対効果重要なんです。しかし、それにも、どこかの党がやった仕分でありませぬけれども、それにそぐわない、後で後悔する場合が発生するんです。そういったことがないように、常に時代に合うようにどんどん組織改革を進めていただいて、また直しながら、別に合わなかったら直せばいいじゃないですか、議会に付議していただいて。こういうものが必要であれば、またそこに追加すればいいだけの話じゃないですか。それを真っ向によくしようとして、特に安心安全が入っているにもかかわらず反対しますと、私には到底理解ができません。

私の賛成討論であります。以上です。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

1 番峯山典明議員。

〔1 番峯山典明君登壇〕

○1 番（峯山典明君） 1 番峯山典明でございます。

議案第71号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

私は今回、この議案第71号、賛成するか反対するか、大変悩みました。質疑をしていたとき、そして今、反対討論で井原議員と片山議員がおっしゃったこと、とても正論だと思いました。ただし、その中で、私が重要視していた点は2点ありまして、まず一つが人件費、こちらが増減ないということ、そしてもう一つ、縦割り行政の解消が目的であるということなんです。

住民の皆さんから話を聞くと、たらい回しにされてしまう、何か話を聞くと担当課が違う、管轄が違うという話になって、どこに行けばいいのか分からないということが多々あ

ると。私も実際、各担当課に話を聞きに行くと、やはり課が違うということが多々ありました。

先ほど例に出させていただきました空き家の問題もそうですけれども、それらを解消していくと、これからはより住民サービスを向上できるように、縦割り行政を解消し横のつながりを持つ、そして今まで動かせなかったもの動かせるようにするという答弁をいただきましたので、今後、より住民サービスが充実されること、そして行政としての業務がスムーズにいくということ、今後、見ていきたいと思っております。

ただし、井原議員のおっしゃった職員の内容、質、これを追求するということが、重要だと思っております。そして、片山議員がおっしゃった、もし、今後、課長1人増やして人件費が増えるということになったらどうするのかという話もありました。それらも含めて、今後検証するという意味で、まずは縦割り行政の解消、そして防災組織をつくるということに賛成という理由を私は持ちました。

なので、今後、費用対効果も含めて、効率よくなっているのか、住民サービスが本当に充実しているのかを検証していきたいと思っております。まずは答弁いただきました内容を期待するという意味で賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第71号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。再開を11時20分とします。

午前11時06分休憩

---

午前11時20分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（船川京子君） 日程第2、議案第72号 利根町男女共同参画推進条例を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は3名です。

通告順に質疑を行います。

9番五十嵐辰雄議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは、質疑いたします。

私は委員の公募についてお尋ねいたします。

組織の中で、第21条、推進委員会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱すると。（1）としては町議会議員、（2）は有識者、（3）は各種団体等の代表者、（4）で一般町民ですが、この委員の公募について、どういうお考えでしょうか。

本文の第2条、第5条、第6条の内容に関連しまして、その委員のほうは公募によることが望ましいと思いますが、（2）（3）（4）についてお尋ねします。

次に一般町民、（4）の一般町民という記載がありますが、ここでして一般町民という規定する必要はないと思うんですが、それについてのお考えをお尋ねします。

以上です。

○議長（船川京子君） 五十嵐辰雄議員の質疑に対する答弁を求めます。

川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） それではお答えいたします。

条例第21条で規定しております、まず第2号の有識者、それから第3号の各種団体等の代表者、それと第4号の一般町民の全てを公募により選任してはどうかという御質疑かと思えます。

まず、第2号の有識者につきましては、専門的な知識または経験を有する方、第3号の各種団体等の代表者については多様な意見が反映されますように、女性等で構成されている団体の代表者など幅広い分野から選考を想定しております。このようなことから、第4号の一般町民の方のみを公募により選任したいと考えております。

次の御質問の一般町民とした理由でございますけれども、第4号に一般町民と規定しておりますのは、第1号で町議会議員、第2号で有識者、第3号で各種団体等の代表者という規定しておりますことから、この第1号から第3号に規定する立場にない一般の人を指す意味で一般町民とここでは規定しておるところでございます。

以上です。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 同じ人が二つの資格を持っている人はいないと思うんだよね。例えば法人の場合とか、個人ですね。

そこでちょっと聞きますけれども、この役場の各審議会、協議会、これは担当課によって一般町民、町民という規定が分けてあるんです。これは町民には一般も何もないと思うんですよね。国民にも一般国民とか国民とかありますけれども、やっぱり町民は同じ人格ですよね。一般だからとか特殊だからとか、そういう町民の分け前はないと思うんですね。

一つの例を申しますと、利根町の総合振興計画条例、それから都市計画マスタープラン、これは一般町民と町民と二つになっているんだよね。やっぱり行政というのは、一般があ

ってもなくても、そういう分け隔てはする必要ないと思うんですが、その点についてお伺いします。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） お答えいたします。

確かに条例によっては町民という規定をされている例規もありますけれども、今回の男女共同参画推進条例につきましては、ただいま申し上げましたように、同じ町民の方でもそういった資格でない一般の方という意味で一般町民という規定をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 五十嵐辰雄議員の質疑が終わりました。

次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 私は、今、五十嵐議員が質問した組織を構成する委員、1番について質問をしたいと思います。

推進委員の委員に利根町議会議員を町長が委嘱する、これおかしいんじゃないかというふうに思いましたので、質疑をするわけです。

この議員というのは、町長と相互に牽制し合う仲、それが適正な運営につながっていくものなんですよ。まして、ましてですよ、これはたしか議長がなられているかと思うんですが、議長が出席していて、この条例をつくって、それに我々が反対するというわけにいかなくなっちゃうんじゃないかなど。

ですから、今、いろいろな行政組織の委員会について話出ましたし、ここにも、別表といますか、載っていますけれども、あらゆる行政委員会に議員は除くべきじゃないかというのが、除いたほうがいいというのが私の考えなので、その辺についてお聞きしたいです。

それからもう一つ経過措置があるんですよ。8ページのほうです。それで、その経過措置については、この9条に定める男女共同参画推進に関する基本計画、確かにこれはもう、この条例制定前につくってあるんですね。これは上位法に基づく男女共同参画社会基本法に基づいていろいろ検討されてできちゃっている。ですからこれは、この規定を基本とすると、これは致し方ないなと思うんですが、そこで、このそれぞれの委員さんの任期は2年となっているんですけども、今現在の委員さんというのはあと任期何年あるんですか、もう切れちゃったんですか、それとも新しく、令和3年度からは新しくそれを選ぶのかどうなのか、その辺も含めてお聞きしたいと思います。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） それでは、御質疑にお答えをいたします。

まず推進委員会委員に町議会議員の方を町長が委嘱することについての御質疑でございますけれども、条例の中で、第4条で町の責務を定めております。また、町は第3条で定

める基本理念にのっとりまして、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施するという規定の町の規定を定めております。

この町の中には、地方自治法の規定によりまして、執行機関のほかに議会も含まれますので、男女共同参画の推進に当たっては議会の役割も重要になってまいると考えております。このため、現在、石山議員さんと峯山議員さん2名の方に、任意の団体、協議会ですけれども、代表になっていただいております。新しく条例ができた附属機関となった場合についても議員の方に委員になっていただき、男女共同参画の推進に関する施策の策定、変更、それから施策の方法、方策等について調査審議をしていただくとともに、男女共同参画の推進に関する町の責務を果たすため、その一端を担っていただきたいという思いもありますので、今回町議会議員の方を委員に選任したところでございます。

それと、経過措置の中で、委員さんの任期でございますけれども、現在は任意協議会として要綱に基づいて設置しております。この条例が来年4月1日に施行になった場合は、一旦そこで委員の方は終わり、リセットしまして、新しく4月1日、この条例に基づいた委員さんで選任したいと考えております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 説明聞いて、何と申しますか、苦しいというか、そういう説明かとも思いますけれども、やはり条例ですから、条例制定は議会に諮ることに、諮っているんですけれども、この大本が、議員がいて、委員になって、審議してつくってしまったのでは、この場でその方は発言は全然できないですよ。

その代表になった方が、どういう問題があつて、じゃあ国で進めているこの男女共同参画を推進しようと、こういう問題があつてこういう課題があつた、全然我々分からない、ただ委員だけしか分からない、一部というか、ほんの。だから、条例は議員で審議することになっているんだから、あくまで条例の制定に当たっての組織としての委員は、委員から議員は外すべきだというふうに私は思うんです。町長どうですか。考えを。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） いろいろな面で、1年前でしたか、2年前、新井議員が同じ質問しています。そのときに、必要であれば議会とよく話し合つて議論しながら決めていこうと私は答弁してあります。議会から何も話がないので、今までどおり職員が進めているものだと思っております。たしか平成31年、やっていますね。だから、どんどん言ってきてください。いろいろなことを前に進めていくことが私は正しいことだと思います。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

次に、3番片山 啓議員。

○3番（片山 啓君） 議案第72号について質問いたします。

この条例は、国も一生懸命進めておりますが、今日の報道でもありましたとおり、基本

計画の策定がなかなか進まない。指導的地位にある女性の割合を3割と国の計画に入っていたんですけども、それが今年で終わるわけですけども、これ10年先延ばしするというような報道がされております。

条例そのものは非常にいい条例、目的があるんですけども、これを推進するためには、非常に大変な事態があるのではないかと懸念しております。

そういう形で、取りあえずどのぐらいのパーセンテージにするかということは今後検討されることではあるけれども、現在、利根町役場として女性の割合、特に指導的地位の女性の割合を教えてください。

また、今後、町長の覚悟のほどを、何年頃をめどにどのぐらいのパーセンテージにするというような考えがあるのかどうかも伺います。

○議長（船川京子君） 片山 啓議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 12月1日現在、利根町職員の女性職員の割合でございますが、38.6%でございます。女性管理職の割合、利根町の場合の管理職は、課長と課長補佐ということでございますが、その割合は13.6%となっております。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 今後の目標ということでございますが、今回の条例制定とは別に、町は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、利根町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業行動計画を策定しております。

この計画では、係長クラス以上にある職員に占める女性割合として数値目標を設定しており、計画の数値目標は20%以上としております。12月1日現在、係長クラス以上の割合は28.2%となっております。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） ありがとうございます。

係長が管理職に入っていないということですけども、職員の割合が38%、非常に高いほうだなと思います。しかし、それに逆らって、利根町の議会、議会は12人中まだ2名しか女性がおられません。議会のことが町の執行部がどうのこうのということではありませんけれども、当然この条例からは議会もその対象に入ることですから、議会が今後、女性の割合を何%を目標にするのか、何年度をめどにというような形をつくっていかないとはいけないうんじやないかなというふうな感じを持っております。

せっかくいい条例ですので、ぜひ、これは具体的な目標を委員会が策定するんでしょうけれども、それに対して町長が先導していくわけですから、国よりも、より早く達成できるような具体策を練っていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（船川京子君） 片山 啓議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第72号 利根町男女共同参画推進条例を採決いたします。

本案は、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第3、議案第73号 利根町議会議員及び利根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

3番片山 啓議員。

○3番（片山 啓君） 議案第73号について質問いたします。

供託物が定義されております。これは公職選挙法に設けられているんでしょうけれども、その金額と、供託物が返還されない基準、具体的に前回の町会議員の選挙の数値をもって教えていただければと思います。

○議長（船川京子君） 片山 啓議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚選挙管理委員会書記長。

○総務課長（飯塚良一君） まず供託物の金額でございますが、町村の議会議員選挙は15万円、町村長の選挙では50万円となっております。

次に、供託物が返還されない基準、つまり没収についてでございますが、直近の平成31年4月21日執行の利根町議会議員一般選挙を例に計算してみますと67.5票となり、これを超えなければ供託金は没収となります。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） その67.5票の計算式はどうなっておるか、教えてください。

○議長（船川京子君） 飯塚選挙管理委員会書記長。

○総務課長（飯塚良一君） 有効投票の総数、それと議員定数、これが関係しております。有効投票総数、前回の町議会選挙のときには8,100票でございました。議員定数は12、これを割り返して得た数の10分の1、8,100割る12割る10、これが67.5票ということでございます。

○議長（船川京子君） 片山 啓議員の質疑が終わりました。



質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第73号 利根町議会議員及び利根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を採決いたします。

本案は、原案に賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第4、議案第74号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、質疑いたします。

今回の改正に当たって、条例改正に当たって、7割軽減、5割軽減、2割軽減等の説明があったわけなんですけど、まず世帯数、どのぐらいあるのかなということでお答えいただければなというふうに思います。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

国民健康保険税の算定につきましては、所得割、あと均等割、これ加入者になります。あと平等割、これは世帯になります。これを合計して保険税額となります。

その内訳としては、国民健康保険の中には、医療費分、あと後期高齢者支援分、これは年齢的にはゼロ歳から75歳未満になります。次に介護分で、これは40歳以上から75歳未満となります。

令和2年度の10月20日現在で、医療費分と後期高齢者支援分の該当世帯数と被保険者数ですが、7割軽減ですと795世帯で1,005人となります。5割軽減では456世帯で843人、2割軽減では434世帯で749人となりまして、合計世帯数は1,685世帯、被保険者数は2,597人となります。

あと、介護保険分ですと、該当世帯数と被保険者数は、7割軽減では284世帯で人数と

しては298人，5割軽減では164世帯で200人，2割軽減では124世帯で156人となりまして，合計世帯数は572世帯，被保険者数は654人となります。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） ありがとうございます。

それで，今度といいますか，この国保等については，県が財政運営責任を果たすということになっておりますよね。その責任を果たすということなんだけれども，個々の財政事情が違いますから，その違うというのが今言ったような，こういう軽減世帯によってある程度計算されていくかと思うんですが，県の44市町村の中で，利根町の国保会計というか財政運営というか，それはどの辺の水準にあるんでしょうか。それ分かったら教えてください。分かりませんか。

では，県からの財政支援というか，それを受けている率というのは，利根町は少ないほうなのか，多いほうなのか，それが知りたいです。それが国保の会計の健全な財政運営を見る一番近道かなというふうに思いました。

分かりませんか。分からなかったら，後で調べて教えてください。終わります。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから，議案第74号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は，原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって，議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第5，議案第75号 利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので，討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから，議案第75号 利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採

決いたします。

本案は、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第6，議案第76号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第76号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第7，議案第77号 利根町企業立地促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） まず、利根町企業立地促進条例の一部を改正する条例の提案理由にありますように、奨励措置の対象事業者を拡大する、そのために提案するのだというようなことなんですけれども、それについて説明してください。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） それではお答えをいたします。

利根町企業立地促進条例に基づきます奨励措置の対象事業者を拡大する理由という御質疑でございますが、これまで町内に土地を取得し事業等を開始する主に工場の立地を想定した制度でございました。これまでに交付実績等がございません。

そこで、今回の改正でございますけれども、対象事業者の要件について、土地や建物の取得のほかに、土地や建物を賃借して、借りて行う事業者を対象に加えることで、より幅広い事業者の方に町内で操業を開始していただき、活用してもらえようような制度にしよう

としたのが今回の主な目的でございます。

このたび閉店となりました布川地区のスーパーマーケットの事業者は、建物を賃借して営業するテナント事業者でございまして、この後に出店する事業者についても同様になります。しかし、これは今回に限ったものではなく、今後同様のケースが発生する場合も想定されますので、今回条例を改正し対象事業者を拡大するものでございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） そうしますと、この対象事業者を拡大する理由の一つは、今度ヤオコーの跡地に出店するカスミ利根店、これに関する改正というふうに理解いたしました。

そこで、今度条文の改正についてちょっと伺います。

今、事業者の中で、事業者の対象施設の立地者を言うということで、切り詰めて今回改正して、また賃借という言葉を入れた、付け加えた。もう一つここで気がついたんですけども、もう一つ改正してほしかったなと思うのは家屋という文言、これはないよね。これは建物だよ、法的に言って。見ていただければ分かるとおおり、建物というふうに改正していただきたかったなというふうに思います。

それからもう一つ、気になったのは、第2条9号中に、「町内に住所を有する者」を、「町内に住所を有する常用雇用者」、要するに常に雇っている、そういう雇用者に改めるというものなんです、これは私もちょっと見せてもらったら、これ第2条9号中には、常用雇用者の定義は載っていないよね。これ載っているのは、その前の第2条8号と9号、これ勘違いしているんじゃないかなというふうに思うんだけど、どうなんですか。

第9号のほうが新規雇用者について述べられている。ここにある第2条9号中にある常用雇用者というのは、これは第2条8号中にある文言なんだよね。よく見てもらえば。それがおかしいんじゃないかなというのはちょっと指摘しておきたい。どうですか。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） まず第2条第9号の部分の改正なんですけれども、確かに議員おっしゃるとおり、前の第8号で常用雇用者の規定を条例上しております。常用雇用者というのは、対象施設において雇用される雇用保険法に規定する被保険者、要は雇用保険に該当するような雇われ方をしている方を常用雇用者として定義づけております。

今回の第9号の改正でございますけれども、現行では、新規雇用者の定義を対象施設において操業開始日の前後6か月以内に新たに雇用した者で町内に住所を有する者という規定がなっているわけなんですけれども、これを改正案では、町内に住所を有する常用雇用者という規定しております。

つまり、新規雇用者の場合は、いろいろな雇用パターンがあると思います。正社員であったりパートであったりアルバイトであったり、そういういろいろな形があるんですけども、この条例で規定いたします新規雇用者というのは、操業開始日の前後6か月以内に

新たに雇用されたもので、町内に住所を有する雇用保険に該当する方のみだけを新規雇用者という定義づけしております。

そういうことで、新規雇用者の中でも、町内に住所を有する雇用保険に入れる人だけを新規雇用者の対象という呼び方でございます。新規雇用者全て、例えば短時間のアルバイトであったり、そういった方はこの条例で言う新規雇用者には当たらないと。あくまでも雇用保険に該当するような採用された方だけを新規雇用者という呼び方でしてございます。

以上です。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今お話されているのは、新規雇用者を対象にお話されている、説明されているような感じがするんだよね。もともとカスミならカスミが営業する場合、最初から常用雇用者はいないと思うんです。何人かベテランが連れてくる。それに要するに付随して、利根町で、町内で、10名ですか、この条例からすると10名以上、10名以上の雇用を新規雇用者として雇えば奨励措置に該当するんだよと、そういう解釈じゃないですか、私はそういうふうに思っていたんですが、もう一度、ちょっと分からない。

雇用保険云々はさておいても、その労働基準法や何かの法律はちょっとこっちへ置いておいて、ただ単なる我々が感じるその常用と新規雇用者の別だよね。それが、町内に有する、もちろん新規に雇う場合は町内に住所を有する者を雇っていただかなければ困るんですけども、この常用のもともとの常用というのは、もともとはいないんだよね、利根町には。ですから、こっちに出店するときベテランが何人か連れてくると思うんですよ。それと新規者と、9号中というのと8号中というものの接点がよく分からない。もうちょっと整理して説明してくれませんか。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） まず定義の話でございましてけれども、常用雇用者の定義は、第8号で対象施設において雇用される雇用保険法に規定する被保険者、要は雇用保険に入っている方を常用雇用者として位置づけています。今までずっと勤めていた方ということではなくて、雇用保険に入っている方を常用雇用者という規定でございまして。

今回改正した9号は、新規雇用者の定義なんですけれども、先ほど言いましたとおり、新規雇用者の中には、短時間のアルバイトの方も当然いらっしゃいますし、正社員で雇われる方もいると思うんです。この企業立地促進条例で雇用の奨励措置がもらえる対象者というのは、新規雇用者の中でも雇用保険に該当するような雇われた方のみを対象として、雇用促進奨励金を支給するというような規定でございまして。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

6番石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子でございます。

議案第77号 企業立地促進条例の一部を改正する条例について2点お伺いたします。

まずは、第2条第2号（2）事業者の定義について、これが立地と、それから事業者というのが続いて定義されているわけですが、今回の改正によって、この事業者のところ而立地するということが入ってきますので、当然、立地のほうの定義が入ってくるといふことでよろしいでしょうか。

それで、そうしますと、操業を開始する事業者のみに限られるということに単純に考えてしまうんですけども、これをこのように変えた理由をお伺いたします。

続いて、2番目に常用雇用に改める理由についてですが、今、井原議員のほうからの質疑において、雇用保険に規定する被保険者という関係で、この新規雇用のほうは常用雇用者であるというふうに理解してよろしいでしょうか。

以上です。答弁をお願いいたします。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑に対する答弁を求めます。

川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） それではお答えいたします。

まず今回の改正で、第2条第2号の事業者の定義でございますけれども、対象施設を立地するもの、この場合においてと続くわけですが、同じ同条で第1号で立地の規定をしております。立地は、事業者が対象施設を新設、増設または移転して操業を開始することを言うという規定でございます。

条例第2条の第1号と第2号の関係でどのような事業者なのかということでございますけれども、改正後の条例第2条第2号の事業者の定義を対象施設を立地する者を言うとした解釈は、対象施設を立地、つまり対象施設を新設、増設または移転して操業を開始する者を事業者として位置づけたものでございます。

改正前と改正後の規定の内容を変更するものではなくて、現行の第2号の事業者の中に立地という文言が、前の項で規定してあるにもかかわらず、重複した表現となっていましたので、それを立地というものに言い換えたということでございます。

次に、御質問の新規雇用者は常用雇用者かということでございますけれども、御質問のとおりでございます。今回、うちのほうで企業立地促進条例で規定をしております新規雇用者というのは、対象施設において操業開始の前後6か月以内に雇用された常用雇用者、つまり対象施設において前後6か月以内に雇われた方で雇用保険の該当になる方が新規雇用者という定義になります。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 1番目の質問については理解いたしました。

一つだけ、2番目の質疑の内容でお尋ねいたします。

そもそもこの促進条例は、産業の振興及び雇用の創出を図り町政の発展に寄与することが目的となっておりますので、ここを考えますと、この常用雇用者という定義の中で、雇用保険法に規定する被保険者ということで奨励金等がその対象の中に入ってくるわけですね。

そうしますと、やはり先ほどおっしゃったように、短時間の方、それから正社員の方、いろいろいらっしゃるんですけども、今後、こちらに立地する企業が雇用する上で、動機づけといいますか、保険に規定される被保険者の方については奨励するよというような意味で、そのインセンティブ、これをここに付け加えたというふうな意味でよろしいでしょうか。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） 石山議員おっしゃるとおりでございます。

町内でなかなか働く場所がない現状におきまして、町内で新たに立地していただく企業者については、地元の方、しかも若い方を雇っていただきたいという思いから、そういった規定で、雇用促進奨励金を支給するというところでございます。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

井原正光議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 8番井原です。

議案第77号 利根町企業立地促進条例の一部を改正する条例に反対討論をいたします。

今回の改正は、カスミ利根店の出店に関しての改正かと思えます。この件に関しては、10月27日付で正式に決まりましたと、ホームページに、町長と株式会社カスミ執行役員の写真が載ってありました。12月にオープン予定というふうなことでございます。

そこに至った経緯などがどういう経緯でカスミになったのか、これが一切話がないんです。そこに突然の今回の2,000万円の補助金の計上です。

戻りますが、改正内容ですが、一見、条例の文言改正のように見えますが、大きな問題が潜んでいます。しっかりと問題点を把握しないと分かりません。

今回、賃借という文言が入りましたが、もう1点、先ほど申し上げましたように直してほしい文言があります。それは、家屋という文言を建物に改めるべきだというふうに私は思っております。

それから、条例の中身をかいつまんで申し上げます。でないと、皆さんに分からないからです。

まず、奨励措置ですが、企業立地奨励措置と雇用促進奨励措置の二つがあります。企業

立地奨励措置は、固定資産税及び都市計画に相当する額の合計額を限度として5年間交付すると、こういうふうになっています。また、雇用促進奨励措置は、新規雇用者、35歳以下の者1人につき20万円、障害者は25万円とし、年間1,000万円を限度として3年間保証するというものでございます。どちらも雇用促進奨励事業の要件として、これは同じです。

一つといたしましては、投下固定資産税が3,000万円以上であること、大きいですね。投下固定資産税というのは、土地は工場用地として取得した土地が対象にこれはなっています。減価償却資産は建物及びその附属設備、構造物、機械及び装置の取得による経費、それから製造業に係る工場等にあつては、工場立地法に規定する特定工場における生産施設というふうになっています。

それから二つ目といたしましては、対象施設の常用雇用者、今話が出ておりますが、これが10人以上であること。

三つ目といたしましては、法令等に定める公害等の発生予防の措置がされ、周辺環境に十分配慮された対象施設であること。これは、皆さん方も御承知のように、まちづくり3法による地域商業との調和を図ることを目的としております。

以前、ヤオコーが出店された、あるいはランドロームが出店されたときに、この法律によって、周辺の騒音あるいは交通量調査等々が調査されて、私どももこの議会もあるいは執行部もそれを了承した上での出店が許可されたという経緯があります。

それから、そのほか、町税を完納していること等が、この雇用促進奨励事業者の要件というふうになっています。

何でこれこういうふうに申し上げますかという、後でちょっと申し上げますけれども、この条項というのは、大体において各市町村全部同じなんですね。上位法があるから、それ見ていただければ分かります。

この提案理由にある対象事業の拡大なんです、規則を見ると、製造業、卸売業というふうになっていますね。規則は町長が制定いたしますけれども、ただし要綱が制定してありまして、拡大するには審査会で決めるというふうになっています。この審査会が開かれたのかどうか、その経緯も全然分からない。私は開いていないんじゃないかなというふうに思います。意地悪で各課長に誰か1人聞こうかなと思ったんだけれども、それも悪いかなと思ったから今回質疑はいたしませんでしたけれども、恐らくやっていないんじゃないかというふうに私は思っております。

上位法、さっき言った上位法なんです、これは企業立地促進法なんです。これは県及び市町村が地域の特色を生かした産業集積のための基本計画を策定し、国の同意を得た場合には、この基本計画に基づいて実施する事業について一定の支援を受けられる、そういう制度だと。

茨城はどうだ。茨城県においては、首都圏の玄関口である当地域、利根町を含め当地域には、既存企業の活性化、高度化を図るとともに、生活関連産業、高度化するものづくり、



ものづくりですからね、ものづくり産業の集積を図っていくということになっている。この茨城県南部とは取手市、守谷市、つくば市、つくばみらい市、利根町の地域の基本計画というのはもう決まっています。

そういうことで、利根町ではどうなるかということになりますけれども、マスタープラン等にもあると思うんですが、この計画によりますと、上位計画によりますと、工場等の業種を指定しています。利根町では工業専用地区というのは大平地区の5.3ヘクタール、これが工業専用地区ということで指定されて、今何件企業が操業しているか分かりませんが、恐らく2件ぐらいあるのかなというふうに私は思っています。

このように考えていきますと、今回のカスミ出店に関する2,000万円の件、これは別の条例を整備することによってしか対応ができないのかなというふうに私は思っています。再三私は別の要綱をつくれ、あるいは条例をつくれということでお話してきたことです。ヤオコースーパーが撤退したことは、町の衰退につながります。地域活性化を図り生活する上で、利便施設として新規出店誘致支援事業、この名称はいいか悪いか分かりません。ただ勝手に私が新規出店誘致支援事業という名称をつけさせていただきましたが、として何らかの支援をすることには誰も反対しないと思います。ただ、町長が独断で決めるのではなく、きちんと条例などを制定して支援すべきです。

カスミとの話の内容はどういうものだったのか。2,000万円の補助金について約束してしまったというふうに思われますけれども、これは町長から提示したのかどうなのか、相談を持ちかけたのか。あるいはまたその席に誰が同席していたのかなど、それはやっぱりはっきりと説明すべきであります。説明なければ疑惑が深まります。なぜ2,000万円もの大金を出す約束に至ったのか。これは予算計上でありますから、約束したんでしょう。その経過をやっぱり私は話すべきだというふうに思います。

それから補助金のお金は、これはあくまで住民の血税です。ですから、明確な説明がないという場合は反対せざるを得ません。

また、さきに説明した奨励措置、いわゆる投下固定資産税が3,000万円以上等々、これに該当するか該当しないのか、これがカスミのほうからそういう書類が出てきているのかどうなのか、出店に係る事業計画書、これをやっぱり議会に示すべきだ。もちろん執行部はこれを提出させて、それをチェックして、その上での今回のこういう条例あるいは予算計上というふうに至ったかと思うんですが、それがはっきりしないうちは、やはりこれは、とても賛成するわけにはいきません。

そういうことで、もう一つ申し上げれば、今回の一部改正の中で、対象事業の拡大なんですね。この対象事業、今は製造業と卸売業となっています。上位法の企業立地のほうも工場等となっていますから、要するにスーパー等の小売店とか全然入っていないです。ですから、この企業立地促進条例の一部改正だけでは、今回のカスミに対する補助金といえますか奨励措置2,000万円の支出は、これ無理です。新しく支援策、支援条例等をつくっ

て支出すべき。そのほうが町民に対しても分かりやすい。これちょっと疑惑になりますから。その点を申し上げて反対討論といたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

4 番大越勇一議員。

〔4 番大越勇一君登壇〕

○4 番（大越勇一君） 議案第77号 利根町企業立地促進条例の一部を改正する条例に賛成討論をいたします。

利根町は働く場所が大変少ないです。それに、町内に住所を有する常用雇用者に奨励措置をするというのは大変ありがたいことだと思います。

それと、文言なんですけど、家屋というのは居住をするための建物です。建物とは土地に定着する建物のうち屋根及び外壁を有するものを言います。ですから、建物と家屋は別の文言となります。

以上です。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

2 番山崎誠一郎議員。

〔2 番山崎誠一郎君登壇〕

○2 番（山崎誠一郎君） 山崎でございます。

先ほどの反対討論にありました2,000万円の出どころという話だったんですが、私の記憶しているところだと、全員協議会室におきまして、全議員出席の下、ヤオコーが撤退した場合には、あそこが空き家になってしまった場合には、なくなってしまった場合には約2,400万円等の固定資産が入ってこなくなってしまうと。あと、生活者が、買物難民等が発生するのではという話をまさに企画課長のほうから親切丁寧に説明があって、全議員出席の下、その話を聞いたというふうに記憶しております。結果的にあそこにカスミが来ていただいたと、候補も二つぐらいあったという話もその際に、今進めているという話を伺ったと記憶してございます。

以上のことから、話を聞いていなかったわけではないし、それも1回ではなかったのかなと私も記憶してございます。それによってあそこに新しいスーパーが来ていただくことになったということになったと大変喜ばしい話で、そういったことも含めまして、今回のこの条例、ここに該当しているであろうと思いますので、そういったことも含めて賛成といたします。

以上です。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

5 番石井公一郎議員。

〔5 番石井公一郎君登壇〕

○5番（石井公一郎君） 5番の石井です。

先ほどの件で、この2,000万円、これはこの前の説明会のときにも聞いたんですけども、これは福の助商店を参考にしたというようなことで、実際企業というのと本当にこれが合致するかどうかというのも、その辺も説明会で、どうなのかなということは思っていました。

ただ、来てもらうことについては、それは本当に買物する人にはカスミさんが来てもらうのは大変喜ばしい。ただ2,000万円を、町長のほうから、先ほど井原議員からもあったように、提示したのか、あるいは企業のほうから2,000万円をもらわないと出店できないとか、そのようなことがはっきりしないので、私はこれには反対いたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第77号 利根町企業立地促進条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。再開を14時といたします。

午後零時29分休憩

---

午後2時00分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（船川京子君） 日程第8、議案第78号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は7名です。

通告順に質疑を行います。

4番大越勇一議員。

○4番（大越勇一君） それでは、質疑いたします。

補正予算書16ページ、款5農林水産費、項1農業費、目5農地費、節16公有財産購入費、利根北部地区基盤整備事業公園用地購入1,183万3,000円について伺います。

公園の所在地、面積、施設の概要、使用開始時期について伺います。

○議長（船川京子君） 大越勇一議員の質疑に対する答弁を求めます。

近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは大越議員の質疑についてお答えします。

まず公園の所在地についてでございますが、今、事務局のほうで参考資料を配付しますので御覧ください。

〔資料配付〕

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） 配付しました図面は、利根北部地区の事業計画図です。公園用地の位置でございますが、4期地区として囲まれているところで、2枚目を御覧ください。今配置されております4期地区の換地図で、今回の公園用地は、笠脱沼を中心に朱色に塗ってあるところでございます。

続きまして面積でございますが、7,995.23平方メートルでございます。

続きまして、施設の概要、使用開始時期についてでございますが、笠脱沼は、蛟蛸神社や歴史的背景のある由緒ある沼であることを考慮し、沼を中心とした公園整備を関係機関と連携を図りながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 公園周辺は農地ですので、公園利用者の農繁期の対応についてどのように考えているのか伺います。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、農繁期の管理についてのことですが、用地の周りが議員おっしゃるとおり田園ですので、害虫や害獣の被害防止のため、適時草刈り等は実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（船川京子君） 大越勇一議員の質疑が終わりました。

次に、9番五十嵐辰雄議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは質疑いたします。

これ順番から言いますと、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費ですが、これは清掃事業費で委託料で災害廃棄物処理委託業務ですが、185万2,000円。説明によりますと、押戸地区の崖崩れにより発生した災害廃棄物の処分委託料との説明です。

崖の崩落についてですが、その災害の発生状況ですが、どういう状況の下に発生したかどうか。そしてあの建物、これは家屋でしょうかね、家屋の損害ですが、あったかどうか。あと、けが人等についてどうでしたか。それから廃棄物の総量、その量のトン当たりの単価、どのくらいの廃棄物が発生したかどうか、その点についてお尋ねします。

次に、2点目ですが、これは大越議員からの質疑がありましたけれども、農林水産業費の中で公有財産購入費、額としまして1,183万3,000円ですが、利根北部地区基盤整備事業

で、これは笠脱沼周辺の公園だそうです。今、担当課のほうから公園の位置と面積、それから、役場で財産を取得する場合には土地の鑑定評価をしたかどうか。それから公園の利用について。それから整備の計画ですが、それからの鑑定評価ですが、これは面積からしますと、条例による公有財産購入の面積、面積は幾ら以上が議会の議決を要するんでしょうか。その点もお尋ねします。

○議長（船川京子君） 五十嵐辰雄議員の質疑に対する答弁を求めます。

中村環境対策課長。

○環境対策課長（中村寛之君） それでは、五十嵐議員の御質疑にお答えいたします。

まず1点目の災害発生の状況についてですが、令和2年7月21日午前6時頃に押戸地区で民家の裏山が崩れ建物に土砂が流入する災害が発生しました。

次に、家の被害があったかということですが、こちらについては土砂の流入が家まで来ております。けが人はありません。

廃棄物発生の総量についてですが、まず龍ヶ崎地方塵芥処理組合へ竹や樹木等の燃えるごみとして、13日間、2トン車及び4トン車で22回搬入した量が約10トンありまして、次に、塵芥処理組合へ搬入できない竹の根や木の根等の今回発注を予定している廃棄物の量が約26トンを予定しております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは五十嵐議員の質疑にお答えします。

面積でございますが、先ほど大越議員のときに申したとおり、7,995.23平方メートルでございます。土地の鑑定評価ですが、平米単価1,480円でございます。

公園利用整備計画、維持管理についてでございますが、先ほど大越議員のときにもお話しましたが、笠脱沼は、蛟蛸神社や歴史的背景のある由緒ある沼であることを考慮し、沼を中心とした公園整備を関係機関と連携を図りながら検討していきたいと。

維持管理につきましても、周りが田園であるため、害虫や害獣の被害防止のため、草刈り等を適時実施したいと考えております。

あと、面積で議会案件ですか。

○9番（五十嵐辰雄君） 面積だけれども、議会の議決の。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） 価格が700万円以上で、すみません、500平米以上だったと思うのですが、ちょっとすみません、資料、今、手元にないので申し訳ございません。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） すみません、今、五十嵐議員のほうから財産の取得ということで御質疑が出ましたので、ちょっと今資料は持っていないんですけれども、財産の取得

については、土地については面積が5,000平米以上、物品等について価格が700万円以上と記憶してございます。

以上です。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） まず、崖崩れ、これは崩落の危険性はこれからあるかないか。現状見ますと、大分崖が角度が急ですね。あの状態では、また崖が崩落する、拡大する傾向があるかないか。

それからの面積だけけれども、これ7,900じゃなかったですか。議会の議決事件としては何平米以上でしたか。条例ちょっと見てください。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員に申し上げます。

通告の範囲を超えておりますので、質疑の仕方を変えてください。

2回目の質疑をお願いします。

五十嵐議員。

2回目で今発言されていた内容について申し上げたので、再度、2回目とみなします。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは2回目で、物品の購入、財産取得、土地ですね。これは何平米以上が議会の議決がいるかということのを伺ったんですよ。条例の事件でございまずので、何平米以上は、契約じゃなくて、議会の議決が要るかどうかを伺ったんです。それだけです、2回目は。

○議長（船川京子君） それでは、五十嵐議員に再度申し上げます。

一般会計補正予算の内容についての質疑をお願いしたいと思います。

五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 私の質疑ですが、この予算と契約は違うんですよ。予算を計上するには、何平米以上は議会の議決事件でしょうと。その面積だけを伺ったんです。条例に何と書いてあるか、物品とか財産の取得とか土地については、ちゃんと条例に書いてありますよ、何平米と。その平米について伺ったんです。予算と契約はまた別だからね。予算がなければ契約できないんですよ。契約は議会の議決事件ですよ。ですから、何平米以上でしょうと、その面積を伺ったんです。条例に何と書いてありますか。ちゃんと書いてあると思う、条例で、何平米以上ということ。

○議長（船川京子君） 暫時休憩とします。

午後2時15分休憩

---

午後2時19分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、五十嵐議員の御質疑にお答えさせていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例でございます。その中で、第3条、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分ということで、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売払い、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限るということで、または不動産の信託の受益権の買入れもしくは売払いとするという条例の第3条の規定でございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは3回目の質疑をさせていただきます。

今の公園の面積ですが、それは了解しました。

そこで、令和2年度の補正、12月、来年3月はもう新年度予算の審議に入りますけれども、緊急性を要してこの補正で、ここで補正に計上する理由。これは役場の事業というのは、まず基本計画、5年間。あと3年間の実施計画、そういう中において事業というのは推進し進行するわけですよ。ここで急に、基盤整備の中の笠脱沼のところを買うという緊急性、もっと役場のほうとしては、こういう大事業は、今回策定した都市計画マスタープランとか総合計画にも、このことはうたっていないんですね。文間地区の将来像と都市整備の方針では、利根北部地区の基盤整備ありますけれども、この中に公園というのは、どういう公園でしょうか、農業公園か分からないんだけど、その公園という位置づけはしていないんですよ。

位置づけがあればいいんですけれども、緊急性があって用地を取得するんでしょうけれども、その点について、マスタープランの位置づけについて、通告の範囲と思うんですけども、その点お伺いします。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） 五十嵐議員の質疑にお答えします。

マスタープランの位置づけ等に関しましては、位置づけ等はしてございません。

緊急性ということで、なぜ補正にしたかと言いますと、利根北部基盤整備事業が完了していなかったことと、公園用地の整形が完了していないところを稲敷土地改良と協議いたしまして、当初予算の計上ではなくて、完成してからの補正による対応にすることにしたからでございます。

公園用地として取得というか、するということは、平成21年に創設換地の内諾をしておりますので、それに伴った公園用地の創設換地の取得でございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 五十嵐辰雄議員の質疑が終わりました。

次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは質疑いたします。

まず、一つ目は、自立支援給付金の市町村間のばらつきがあるのかないのか、それについてお尋ねしたい。

それから2番目として、行政事務補助金の交付金、これは条例だか規則だかちょっと忘れましてけれども、要綱ですか、補助金交付要綱、この中でこれが定められていますけれども、今後、今の区長制度、ああいう報酬を出すというか、ああいう制度からこういう制度、行政事務補助金交付要綱に基づいた区長制度に進めていくのかどうなのか、その辺。

それから、スーパーマーケット、空き店舗事業補助金についてなんですけれども、これについては、出店予定者からの出店計画書等が出ているのかどうなのか、それが一番知りたいです。

それから、もう一つはこの補助金要綱、補助金について。これ補助金についてとってありますけれども、これは算出もそうだし、どういう形で支出するのか。どういう条例というか要綱に基づいて出すのかなというのが、そういう点です。

それから4番目の災害廃棄物処理業務委託、今回出ていますけれども、これをなぜ公費でもってやらなきゃならないのか、その辺の仕分だよね。例えば火災や何かのときも公費でやる場合、あるいは地元でやる場合、個人でやる場合、いろいろあると思うんだけど、その辺をすっきりさせないと、なぜこの個人の廃棄物だけ町で予算計上しなきゃならないのか、それがよく明確でないので、この辺お答えいただければというように思います。

それから、今の北部地区の公園用地購入なんですけど、これ北部地区の事業も全て終わっちゃったんでしたかね。それともう一つは、これは個人から買うのか、土地改良事業から買うのか、その辺もちょっとお答えください。

それから、小学校中学校、これ分けてあるんですけども、一緒に小中学校ということでもって質疑いたしますが、どうも最近、教育費の建築費関係の予算を見ると、いつでもあっち行ったりこっち行ったりしちゃうんだよね。これ、やっぱり教育長、全体の要する計画、何年にこういうふうにするよと、それをやっぱり、中学校はいいでしょうけれども、小学校は統合に絡んでいますから、その辺の全体像をやっぱり示すべきだと思うんです。

議員に対しても説明会ということでもって設けていただきましたけれども流れちゃいました。ということで残念なんですけど、その辺の内容も分からないですよ。ですから、町長も、自分の行政の予算の事業の執行状況と現況等についてはちゃんと予算、議会の開催前に話していますから、教育行政についても、教育長、あなた、ちゃんとそういうところはお話すべきなんです。そういうふう求めておきます。

それで、統合に絡んで今回の空調工事なんだけれども、もうこれ以上の統合に関する予算というか、それは出てこないのかどうなのか、何か年計画をつくって、内部であると思うんだけど、その中には、こういった事業費というのは後でもって出てくるのか出てこないのか。

もう一つは、この統合関係でもって言われているのが屋内運動場。屋内運動場が統合の



要するに設備の対象になっているよね。その辺も含めて、今後やるのかやらないのか全然分からないので、この際、ちょっと時間をかけて分かるように説明していただければなどというのが、この小中学校大規模校改造工事についてなんです。

以上です。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

蜂谷福祉課長。

○福祉課長（蜂谷忠義君） それでは、井原議員の御質疑にお答えします。

13ページをお願いします。

障害者福祉サービス事業の自立支援給付費については、障害者総合支援法に基づき、障害者個別に提供するサービスを決めることとなります。この事業のサービスの種類は、障害者が自宅で生活支援サービスの提供を受ける訪問サービス、施設で昼間の活動を支援するサービスの提供を受ける日中活動系サービス及び入所施設等で住まいの場の提供を受ける居住系サービスがございます。

これらのサービスは、利用者の自立支援のために必要なサービスの提供を受けることとなりますので、提供されるサービスの量により事業所への支出額が変動することとなります。

サービスの利用料金については、事業所ごとに国で定められた額を支出するものです。

なお、利用料金は、サービス利用者が原則、費用の1割が自己負担になり、町が9割分を事業所に支払うこととなります。町の支出額の2分の1が国庫から、4分の1が県から町に支出されます。この制度上、サービスの利用量により市町村間のばらつきは生じるものと考えます。

以上です。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） まず、区長の謝礼は、区長、班長に支払うことを基本としておりますが、個人ではなく自治会に直接支払うことはできないかという自治会からの要望を受けまして、区長が自治会等に職務を依頼したときは自治会等に相当額を支払うことができるよう、議員おっしゃるとおり、補助金交付要綱を定めまして、交付金を支払うことができるようにしております。

今回の補正予算につきましては、新たに行政事務補助交付金としての要望が利根ニュータウン区長からございましたので、区長班長謝礼を減額して、同額を交付金として組み替えるものでございます。

この制度を今後進めていくのかということでございますが、区長には、それぞれ制度をお伝えしております。各区の事情がございますので、全てどうなるか分かりませんが、それは各区の選択に委ねるということでございます。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） それでは、スーパーマーケット空き店舗出店事業者補助金についてお答えをいたします。

まず、算出方法、算出基礎という御質問でございますけれども、まず金額を算定するに当たっての考え方でございますけれども、仮にスーパーマーケットの誘致ができなかった場合、代替事業として町が買物支援事業を実施していくことになろうかと思えます。その代替事業を行った場合の事業費相当額が今回の補助金の上限だろうと、まず、考えました。

そこで、代替事業となる買物支援事業としましては、現在行っております移動販売事業の拡充が必要になると考えられます。具体的には、現在1台で運行しております移動販売車をさらに1台増車し、それを10年間運行した場合を想定しますと、初期投資を除きまして、人件費等のランニングコストだけでも年間で約240万円はかかります。10年間では、これを10年間に換算しますと約2,400万円の費用がかかる計算となります。

今回の補助金の交付に当たっては、相手方に10年間の営業継続を条件としておりますので、この金額に着目しまして、補助金額の出店に係る施設整備費の2分の1、上限2,000万円という金額を設定したものでございます。

次に要綱についてでございますけれども、今回の補助金につきましては、利根町スーパーマーケット空き店舗出店事業者補助金交付要綱を制定をいたします。

その要綱の中で、御質問にありました出店計画書のほうに入るんですけれども、補助金を支出するに当たりましては、相手方から、買手方より、操業開始日より3か月以内に利根町スーパーマーケット空き店舗出店事業者補助金交付申請書をいただくことになります。その交付申請書に添付書類といたしまして、先ほど申し上げました10年間の営業継続、それから地元雇用と記した誓約書、それと、補助対象経費が分かる書類、これについては出店に係る事業計画となるかと思えます。

それから、当該店舗の賃貸借期間が分かる書類、建物のオーナーと事業者が結んだ賃貸借契約書の写し、それらを補助金交付申請書に添付していただきまして、その内容を精査し審査をいたしまして、補助金の交付、不交付を決定していくというような流れになります。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 中村環境対策課長。

○環境対策課長（中村寛之君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

今回の災害につきましては、廃棄物処理及び清掃に関する法律第2条の3、非常災害により生じた廃棄物は人の健康または生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として円滑かつ迅速に処理されなければならないと定められており、また、環境省の災害廃棄物対策指針が示されており、その中の用語の定義としまして、災害廃棄物とは、自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ

対処するため、市区町村等がその処理を実施するものとされております。

また、処理主体の中にも災害廃棄物の主体は市区町村であるとされておりますので、今回災害廃棄物の処理をすることに至りました。

また、火災においても同じように可燃物、不燃物を分けて搬入しております。

このようなことを踏まえまして、環境省災害廃棄物対策指針、茨城県廃棄物処理計画、利根町地域防災計画、利根町ごみ処理基本計画等の整合を図りつつ、災害廃棄物処理に関する基本的な考えや処理方策等を示す利根町災害廃棄物処理計画を早急に策定するよう考えております。

以上です。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは井原議員の質疑にお答えします。

事業が完了したのかということですが、全体工事は全て完了しておりますが、一部第3期地区の機場と4期地区の機場のところで残工事が残っております。来年2月頃には本登記が完了するという事で聞いております。

あと、この公園用地の取得が個人か稲敷かということですが、今回の基盤整備で創設換地を生み出しまして、その創設換地によって公園用地を確保したものでございます。

以上です。

○議長（船川京子君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 御承知のように、令和5年4月に小学校が統合され1校になります。利根町は小学校1校、中学校1校ということで学校が運営されるわけですが、当然、布川小学校、今の布川小学校の設備、体育館等の整備が必要になってまいります。

貴重な町の予算でございます。また、大規模改造となりますと、大きな額を必要とします。様々な補助がありますが、どの補助を使うことが一番有効なのか。統合に関する事なのか、あるいは学校の長寿命化計画に位置づけられた改修なのか、現在、統合準備委員会のほうで、校名募集ということを公募の形で今日まで募っております。ということは、第3回の準備委員会の中で、第3回というのは12月23日でございますが、そこで新しい統合の学校名が仮決定されます。

3月の町議会のほうで、定例議会で御承認をいただければ、新年度に様々な国庫補助の申請をその新しい学校名で申請をしたいと考えています。

いずれにしろ、統合の小学校の計画としましては、樹木の伐採、エレベーター設置、バリアフリー等、多目的トイレの設置等、大きな予算を必要とされますので、スムーズに様々な補助を探りまして、有効な手だてを考えていきたいと思っております。

細かいところは課長のほうから答弁させます。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは井原議員の御質疑にお答えいたします。

17ページをお開き願いたいと思います。

款9教育費，項2小学校費，目4学校建設費，節14工事請負費，小学校建設事業，布川小学校大規模改造空調工事が762万6,000円の増額，その下の項3中学校費，目5学校建設費，節14工事請負費，中学校建設事業，利根中学校大規模改造空調工事の942万1,000円の増額は，共に9月の臨時議会，議案第65号 一般会計補正予算（第9号）におきまして，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金二次分を活用いたしまして，目1の学校管理費で補正予算を計上させていただいたものでございます。それを今回，目4の学校建設費に組み替えるということでございます。

理由といたしましては，文部科学省所管の国庫補助金の一つに，空調設置を対象とする大規模改修工事業がございまして，特別教室の空調設置に当たりまして，年度当初，この申請のほうを活用するよう申請を国のほうにいたしました。しかしながら，6月26日付で県より国の内定市町村には漏れてしまったという連絡をいただいております。また，この時点の国の内定は国の予算範囲内で行われたため，追加の内定は未定であるという連絡を受けまして，9月に新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金二次交付金分を使いまして空調設備の予算を計上させていただいたものでございます。

当該事業の経費が変更になりましたのは，11月4日に国の決定，10月1日に第六次の追加の内示を受けましたことから，国の補助金，そちらを優先するという事で予算の組み替えをしたものでございます。

あと，先ほど井原議員のほうから予算項目の変更，なぜこういうことがあるんだということでございますが，理由は今述べましたとおり，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金，こちらは学校管理費の施設整備ということで計上をしておりました。しかしながら，国のほうの補助金が交付決定ということになりましたので，こちらは予算項目を変更いたしまして，学校建設費のほうに組み替えたということでございます。

また減額分，増額分の金額が違うのではないかと御指摘もあろうかと思いますが，こちらは国のほうの決定の金額，その3分の1を国補助，また一般会計に乗せている分は，また今後，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金，そちらに組み替えるということで，町からの一般財源の持ち出しはないという形になります。

あと御指摘いただきました，こういう予算を3か年実施計画とか，そういうもので考えてはいないのかという御指摘でございますが，こちらに関しましては，統合だけにまず関して言わせていただきますと，令和3年度には布川小学校の校庭の駐車場の整備，バスロータリーの整備，こちらの工事を予定しております。令和4年度になりますと，学校にエレベーターの設置工事，多目的トイレの設置工事，またバリアフリー化の工事，そして一番大きいもので言いますと体育館，屋内運動場の大規模改修工事，こちらも予定しております。町の3か年実施計画のほうには計上させていただいているというところでござい

ます。

先ほど、教育長からもお話がございましたが、本来であれば、11月27日の統合の説明会のときに、このようなこともお話しさせていただきたかったところですが、コロナ禍のため延期になったということで次回またお話しさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） まず、障害者自立支援給付金の件でございますが、これは要するに、そうすると、役場のほうでは補助金というか、その人数というか、そういうことにあまり関与していないと、皆事業所でもってやっているよというふうに理解していいでしょうかね。その辺ちょっと確認したい。

それから、行政事務補助金、今説明があったかと思うんですが、推進についてということでお聞きしたんですが、この行政補助金交付金と今までの区長手当、あるいは班長手当、そういうのとの金額の差というかな、格差というかな、そういうのはどうなんでしょう、あるのかないのかお聞きしたいと思います。

それからスーパーマーケット、再三出ていますけれども、今、要綱がつくられているというようなことなんですけれども、では先ほど、議案第77号でしたかで審議いたしました企業立地法の促進条例とは全然関係ないということではないでしょうか。

そうしますと、これ戻っちゃってあれなんだけれども、関係ないとするので、そっちはちょっといいとしても、関係あるのかないのかだけ、企業立地促進法と。今言ったその要綱の上位法が、上位にある条例が企業立地なのかどうかの、その辺ちょっと説明してください。

それから廃棄物、今課長から説明あったんですが、今度は火災等についてもある程度持ち込めるようになるということですね。

もう一つは、裏山の崖崩れの件、いろいろ気になるんですけども、県の事業、災害事業とするにはちょっと要件が足りないというのは知っていますけれども、県での要件が足りないからそのまま放置していいのかということにはならないよね。災害が発生したら、さらなる災害が発生した場合、誰が処理するかということなるので、その辺もやっぱりきちんと区分けして、町でどれだけできるのか、手出しできるのかということも含めてやっぱり検討すべきだと思うんですけども、その辺は町長に聞いたほうがいいな、方向性だから、町長、何か方向性示してください。

それから、北部地区の件、これ本来であれば事業費だよ。事業費に充てるべきものだよ。でも、今はこれ県で扱っているから市町村では何とも言えないのか、このお金はどこへ行くの、一体。その辺がちょっと、何かお金の流れが分からないな、いまいち。それちょっとお聞かせください。

小中学校の件については、今課長から細かく説明されたのでいいと思うんですが、ちょ

っただけ気になったのは、いろいろ財政的にというか財源的に有利な方法を模索してやっていただくにはこしたことないんだけど、過疎法第2条に基づく事業には該当しないのかなどうなの、しないのかなどうなのか、その辺ちょっと聞いておきます。

以上です。

○議長（船川京子君） 蜂谷福祉課長。

○福祉課長（蜂谷忠義君） それでは、こちらの自立支援給付費の利用について御説明いたします。

まず、こちら役場か、または役場福祉課か、または相談支援事業所に、こちらのサービスの必要かどうかの相談をしてもらいまして、必要となった場合は福祉課のほうに申請書の提出をしてもらいます。

その後なんですが、相談支援事業所でこのサービス、どのようなものを利用したらいいかの利用計画案の作成をしてもらい、その後、今度町のほうにそれを届けてもらった後、福祉課の担当職員が自宅等を訪問し、対象者、支援者等々と面会し、いろいろな調査を行いまして、それでサービスが必要かどうかということを町の審査会で、その方がどれまで必要かどうかの認定作業を行います。それで必要となった方に対しまして支給決定をしまして、その後、今度は事業者、施設と契約を結んでもらいまして、サービスのほうの提供となりますので、個人というか、その必要に応じたサービスを見極めながら、事業所、町一緒になってサービスの提供に努めているところです。

以上です。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 区長手当、班長手当等、交付金として支給する場合に差額が生じるのかということですが、交付要綱第2条に、区長及び班長の報償費相当額とするということもございますので、金額については差異はございません。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） 今回の補助金と、先ほどの企業立地促進条例の関係なんですけれども、今回の一般会計補正予算で上げています事業者補助金については、先ほどの企業立地促進条例とは別物でございます。これは、この2,000万円の補助金につきましては、出店に係る施設整備費の補助ということで2,000万円を上限として支給するもので、先ほどの企業立地促進条例については、出店後に対する奨励措置でございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 町長の考え方ということで、今後、本町において発生する可能性がある大規模地震や水害などの自然災害に備え、災害発生後の廃棄物処理対策の充実、強化を図ることが課題となっておりますので、このことを踏まえ、環境省災害廃棄物対策指針、茨城県廃棄物処理計画、利根町地域防災計画、利根町ごみ処理基本計画等の整合を

図りつつ、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理方策等を示す利根町災害廃棄物処理計画を早急に策定するよう指示してあります。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） 事業費の流れでございますが、事業の工事費に充てられて農家負担の減額のほうへ充てるということで聞いております。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは井原議員の御質疑にお答えいたします。

今回、国のほうで交付決定されました事業名ですが、学校施設環境改善交付金という名称でございます。その中の事業名といたしまして大規模改造空調工事が入っているということで、こちらの事業につきましては、一つの事業が400万円以上のものが交付の対象になるということから、先ほど申し上げましたが、9月のときに文小また文間小の空調工事のほうも申請はさせていただいておりますが、両方とも400万円に満たないということで、今回の補正で上げさせていただいたのは布川小と利根中学校という2校ということでございます。

以上です。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

暫時休憩とします。再開を3時10分とします。

午後2時59分休憩

---

午後3時10分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） それでは、令和2年度利根町一般会計補正予算（第10号）で、利根西部地区の基盤整備事業なんですけど、11ページの町債で350万円の減額なんですけど、これ利根西部地区の基盤整備事業で、事業費が確定したために減額するんだというようなことなんですけれども、これ事業費の内容、確定した事業費の内容等について説明してください。

それにスーパーマーケット空き店舗出店事業補助金、これについては、いろいろな質疑がありましたんですけども、2,000万円の補助金が交付しないと来ていただけなかったのかどうか、それに2,000万円の補助金については、何にこれ使用していくのか、分かったら教えてください。

それに、障害福祉サービス事業についてですが、これは説明では利用者の増というようなことで2,582万9,000円、これは当初より件数が何件ぐらい増えてこの金額になったのか、その辺説明してください。

それに、学校の建設事業費の大規模改造工事、小中学校については結構でございます。

それに、6番の生涯学習センター管理事業費について、これの18ページの生涯学習センター工事請負費52万4,000円の減額、これについては説明では職員が実施したから減額したんだと。これ職員が実施できるのであれば、私思うんですけれども、当初で見積りなりを取って財政が査定してオーケーになって、それで事業の予算上はそのようなことで通っていると思うんですよ。それを職員がやって、その下のコミュニティセンターの樹木伐採、これも同じだから。だから、このようなことであるのであれば、職員ができるのであれば、当初からこのような予算を立てるべきではないと私は思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、石井議員の質疑にお答えします。

利根町一般会計補正予算（第10号）、16ページをお開きください。款5農林水産業費、目5農地費、節18で負補交、利根西部地区基盤整備事業費の350万円の減についてでございますが、稲敷土地改良事務所で確認したところ、今年度換地原案を基に排水機場の設計委託を実施する計画で進めておりましたが、換地原案の作成が遅れており、用水機場の位置が確定できないため、用水機場設計委託を減額するものでございます。

事業費の流れとしましては、当初、総事業費で1億円、町負担分で1,750万円、変更がございまして、5,500万円の総事業費の減、これに伴いまして、先般第3回定例会、9月に行われましたやつで、経済課のほうで962万5,000円減を行っております。

第2回変更としまして2,000万円の減、これに伴いまして、町負担金のほうも今回の350万円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） お答えいたします。

まず、補助金がなければ来なかったのかということでございますけれども、改めまして経緯についてかいつまんで申し上げますが、今回、前店舗が閉店となりまして、建物のオーナーでありますJA三井リースのほうと町のほうでいろいろ協議した中で、もし後継のスーパーが決まらなければ、建物は壊してあそこは更地にするしかないんですよという話をまずされました。

当然、周りにも多くの住民の方もいらっしゃいますし、これから町がますます高齢化の中で買物難民を出さないためにも、どうしてもあの場所にはスーパーが必要なんだよということを町で再三、三井リースのほうと話はしました。

それで三井リースのほうで、出店の興味を示している業者が今2者ありますという話もありまして、その2者と町のほうで個別に当たって話し合ってみたらどうですかというこ



とで話し合いを持ちました。

A社、B社という形で呼ばせていただきますと、A社と話したときに、出店するには2億円か3億円ぐらいかかるんだよと、それでその半分ぐらい持っていただければ、町のほうに出店はスピードに決まりますよという話をされました。その後、8月25日だったと思いますけれども、議会の全員協議会開きまして、そういった御説明をしました。ただ、町のほうでも限りあるお金ですので、そんなに大金を出せないということで、だったら幾ら出せばといたしますか、幾ら補助するのが一番いいのかなということで、議員の皆様から御意見を伺ったところ、町民に説明するだけのちゃんとしたしっかりした根拠を持ってよということでありましたので、我々としましても、先ほど井原議員の質問の中でもお答えしましたけれども、もしこのスーパーが来なかった場合、当然、買物難民を出さないという町のスタンスがありますので、それに伴って代替事業やらなければいけない。それが今やっている移動販売事業でありますので、そこら辺をやった場合の経費、約10年間で2,400万円という話をしましたけれども、それぐらいが一つの上限の目安だろうと。それを出すことによって常設のお店ができれば、周りの人も徒歩で買物に行けますし、朝から夜まで営業しているスーパーがあれば安心ですし、そういったことからその金額を設定したわけです。

それで、2者といろいろ何回も金額のこと、あるいは町のいろいろな支援策、先ほど言った企業立地促進条例もそうですけれども、そういったものをお話をしまして、我々とは一旦離れました。その後、最終的な契約はJA三井リースと建物に入る会社との契約になりますので、その契約の推移を我々が見守っていました。

そうしましたところ、JA三井リースのほうから最終的にはカスミさんが来てくれることになりましたということで我々のところに連絡をいただいたので、今、カスミが出店の準備をしているというような状況でございます。

一番考えましたのは、スーパーが撤退した後に同じ業種のスーパーが出店する可能性というのは、なかなかかなり低いのかなというまず懸念はしました。そういうことで特例的ではありますけれども、出店に際しての補助金を支出して町で誘致をしようというスタンスで今回2,000万円という金額の設定をしたわけです。

カスミさんのほうから出店のときの御挨拶に町長のほうに来ましたときに、町で示した支援策が社内での出店計画に追い風になったと、出店の決定がスピードにできたというようなお話ができました。冒頭申し上げましたように、決まらなければ更地にしてしまうという時間的な制約の中で、我々この誘致を進めてきたわけですがけれども、今回、そういった補助金が出店に際しての追い風になったということでございます。

続きまして使用でございますけれども、2,000万円の使用は、スーパーマーケット跡地の出店に係る経費、例えば内装工事であるとか、陳列台の整備だとか、そういうものに充てる経費として補助したいと考えています。ただし、人件費等については対象外という扱

いをしております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 蜂谷福祉課長。

○福祉課長（蜂谷忠義君） それでは、自立支援給付費についてお答えします。

こちらなんですけど、当初予算では利用者を101人、町が事業所に支払うサービス料金は1人当たり月平均約18万9,000円を見込んでいたんですが、今年度のサービスの利用料は、現在、1人当たり平均約20万8,000円で月1万9,000円ほど上がっている状況にあります。

また、転入者など新たに利用を希望する方が5名増えることが見込まれますので、このたび2,582万9,000円の増額をさせていただきました。

以上です。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは石井議員の御質疑についてお答えさせていただきます。

項4社会教育費、目3生涯学習センター費、生涯学習センター管理事業の工事請負費でございます。こちらのほうにつきましてはテラス改修工事となっております。こちらのほうにつきましては、先ほど石井議員がおっしゃるとおり、職員で対応したことにより、今回は52万4,000円を減額しているような状況でございます。

また、この工事における内容の一部をお話させていただきますと、生涯学習センター、建物の中庭に面した場所にインターロッキングを施工した場所があります。今回はその部分が段差が生じたことによりまして、段差をなくすための工事ということで当初予定をしておりました。

それで、今年度につきましてはコロナウイルスの影響で施設の休館、また高齢者の自粛等々があったことによりまして、施設におけます利用者が少なかったことから、職員でできることは行ったらいいのではないかとということで話しまして、インターロッキング、作業工程なんですけれども、インターロッキングのブロックを一度外しまして砂で高さを調整しまして、また戻す作業を実施したものでございまして、このことによりまして、工事費の減額となっております。

次に、目9コミュニティセンター費のコミュニティセンター管理事業の樹木伐採工事11万4,000円の減額でございます。こちらにつきましても、先ほどと同じように、職員ができる範囲内で行うということで、職員間で話し合いまして実施をしたものでございます。

こちらのほうにつきましては、木が大木ではなかったことということで作業が可能であったと考えております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、樹木の伐採、これはコミュニティセンターだけではなく、

各図書館だとか各違う施設があると思うんですよ。そのようなところは業者がやって、それ以外、ただ、できるところは職員がやると。この辺は、本当に職員ができるのであれば、ほかの町で管理する公の施設に生えているやつは全部職員でやれば経費がかからない、あるいは、その辺どう考えているのかなと思うんですよ。

だから、もう全部職員がやるんですよとなれば経費節減になると。だけれども、けがとかいろいろな問題がある中で、その辺を統一しないと、コミュニティセンターのほうだけ職員で話して伐採やりましょうとか、何かその辺は一つにまとめて、職員の対応を、町長、その辺は、何か一本化されたほうが私はいいと思うんですけども、町長いかがですか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 実は、生涯学習センター、学習センターということで再雇用の人間を集めました。それで、仕事をやってもらおうという考え方で、ところがこのコロナ禍の中でいろいろな講座が中止になった。しょうがなく、みんな遊びになっちゃうなという考え方から、私が朝早く起きて作業着を着て、あそこへ行って、一緒に、インターロッキングは職員分からないですから、どうやってやったらいいか。私はちょっとかじったときがあるので、砂で高さは合わせてやり始めました。

木の枝については、本当に石井議員おっしゃるとおり、大木でいい形をしている格好いい植木とかは、職員では枝を切ってしまうので、本当にもうどうしようもない、危険なところにやって手が届く範囲。だから、東文間小学校の下の地中の中にあつた根っこ、竹を全部切ったり、できる範囲で、その再雇用の人たちが行いました。

あとは図書館とかきれいな場所、見て景観が美しい場所は、やっぱり専門家がやらないと下手なところを落として枯れてしまうと、切る時期もあるとかいろいろありますので、その再雇用の人たちが動ける範囲で行ったところです。

報告すればよかったんでしょうけれども、そんな感じで自分でも手伝いました。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

次に、7番花嶋美清雄議員。

○7番（花嶋美清雄君） 議案第78号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第10号）。

1番目の利根町区長会事業は説明受けましたので、飛ばします。

2番目の款5農林水産業費、項1農業費、目5農地費、利根北部基盤整備事業公園用地購入1,183万3,000円の詳細もお伺いしました。

これで、換地原案のときに用地を取得できなかったのかということと、前にも多分井原議員が質問したときがありまして、笠脱沼というのは大切な場所だから、公園用地にしてはどうかというお話があつたんですが、造らないという答弁いただいて、今回造るといふふうになったので、どう変わったのかということです。

続いて款9教育費、項2小学校費、目2教育振興費、小学校教育助成事業12万8,000円

の詳細，ページが18ページに訂正していただいて，項4 社会教育費，目3 生涯学習センター費，生涯学習センター管理事業テラス改修工事も詳細も聞いたんですが，ここはちょっと見にいかせていただいたんですが，職員が対応したということなんですが，やはり職員だと，段差がちょっとありまして，インターロッキングですか，レンガ，目地処理の後もちょっとできていなくて，ちょっと段差がある。それも削っていただいたりしてきれいにすれば，高齢者，あのままだとちょっとつまずくという感じでした。これはまた再工事が必要なのか，再工事をするのかちょっとお伺いします。

次に，目4 文化財保護費，文化財保存事業，樹木伐採工事の6万7,000円減の詳細。

続いて目9 コミュニティセンター費，コミュニティセンター管理事業，伐採工事11万4,000円減の詳細，これも，この三つですか，職員がなされたという三つの項目なんですが，実際幾らかかったのか，減だけではちょっと分からないので，それも教えてください。よろしくをお願いします。

○議長（船川京子君） 花嶋美清雄議員の質疑に対する答弁を求めます。

近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは花嶋議員の質疑についてお答えします。

換地原案のときに決まっていたかということによろしいですか。

○7番（花嶋美清雄君） 換地のときの用地を取得しなかったのかということ。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） 換地のときに用地を取得しなかったことですか。

換地原案のときは，これ私のあれなんですけれども，多分4期地区が一番最後の地区で，平成19年か平成20年だと思います，基盤整備が入ったのが。そのときには換地原案は確定していましたが，やはり基盤整備の整形とか公園用地の整形とか，そういうのがまだ完成していなかったのが取得はしていなかったのだと思います。

あと，公園を造らない，今回は造るということで，今回は補正で乗せたのは，平成21年の内諾ですか，そこで公園用地としての取得，創設換地で公園用地を整備するということで内諾を得ていましたから，一応補正のほうにはそのとおり公園用地ということで上げさせてもらいました。

それで，あそこに関しましては，やはり蛟蛸神社由来の，あとは昔からの歴史的背景がある由緒ある沼なので，先ほどから申しているとおり，関係各位などと連携図りながら，どのような形にしていこうかということで考えていこうと考えております。

ただ，周りが，先ほど言ったように，田んぼなものですから，町で取得した場合は，やはり周りの田んぼには迷惑がかからないような維持管理だけはしていくしかないのかなど，そういう考えでおります。

以上です。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、花嶋議員の御質疑にお答えいたします。

17ページ、款9教育費、項2小学校費、目2教育振興費、節7報償費の12万8,000円の増額についてでございますが、こちらは令和2年度よりランドセル支給事業の所得基準を見直したことに伴いまして、当初10名で予算を組んでおりました。該当者が3名増え13名となったことから12万8,000円が不足し、今回増額の補正を提出させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、花嶋議員の御質疑にお答えいたします。

まず第1点目の社会教育費の中の生涯学習センター費、生涯学習センター管理事業、テラス工事の件でございます。

こちらのほうの今議員御指摘のありました、インターロッキングがまだ少し凸凹があるということで、今日、ちょっと私のほうも初めて伺いましたので、再度現場を確認しながらちょっと検討させていただきたいと思っております。

2点目の文化財保護費の樹木伐採でございます。こちらのほうにつきましては赤松宗旦旧居におけます樹木の伐採ということで、今回6万7,000円の減額という形になっております。こちらにつきましては、コミュニティセンター同様でございます、職員でやったということで実施をしているような状況でございます。

それと最後にちょっと幾らかかったのかというところのお話だと思っておりますけれども、こちらのほうにつきましては、まず生涯学習センターのテラス工事につきましては、こちらのほうは原材料ということで、砂とかセメントの一部という形で原材料を購入いたしました。ちょっと今手元に具体的な数字はないんですけれども、大体3万円程度ではなかったかということでちょっと記憶をしているような状況でございます。

また、文化財保護費の樹木伐採、あとまたコミュニティセンター管理のほうの樹木伐採につきましては費用についてはかかっておりません。職員が直接行いましたので、直接的にはかかっておりません。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） それで、伐採の処分費というのは、ここには入らないんでしょうか。処分費は町が塵芥処理とかに持って行くからゼロ円ということでしょうか。そこだけですね。

あとは、職員がなされたと、職員も何でもできる職員がいると思うんですが、よく町が発注する工事は免許、講習、ヘルメット、安全帯とか、いろいろな人間を守る装備をして作業すると思うんですよ。職員もそのように免許、講習等を受けた人が、例えばサンダー

とか、はつり機というんですけれども、そういうのを使ってやったと思うんですが、安全対策というのは、やはり素人だと思うんですよね。幾ら日曜大工とかやったことがあると思いますけれども、やはり工事費として予算が計上されているということは、正しく工事を行うということは、安全対策の面でどういうふうに職員を動かしたのかというか、作業していただいたのか、よろしくお願いします。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、花嶋議員の御質疑にお答えいたします。

まず1点目の処分費ということでございます。こちらのほうにつきましては、先ほど花嶋議員おっしゃったとおり、塵芥処理のほうに町のトラックで運んでいるような状況でございます。

それと、今回の安全対策ということでございます。

こちらの安全対策につきましては十分に配慮して行ったということでございまして、人数的には約6名程度で行っております。木を切る職員につきましては、日頃より自宅等で同程度の木を切ったことがあるという形の経験者1名のみで行いまして、そのほかの方につきましては周りの安全確認、または枝を切ったりとか、それを車に積み込むという形の作業をしたものでございます。

また作業員につきましては、安全靴、また眼鏡、状況によってといたしますか、ヘルメット、こちらのほうも着用して安全には十分考慮して実施したということでございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 花嶋美清雄議員の質疑が終わりました。

6番石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子でございます。

議案第78号、一般会計補正予算（第10号）で、18ページに記載の社会教育費の目2、3、8、9のそれぞれの備品購入費サーモカメラ、こちらについてお伺いいたします。

これ質疑しようと思いましたが、もともと接触を減らすという意味での児童の熱を感知する、そのような機器を導入したいということだろうと思えます、感染症対策として。

一方で、いばらきアマビエちゃんという、事業者として登録して県のほうのアプリも利用していると思うんですけれども、感染症対策が目的でどのような運用をこれからされていくのか。例えば人が配置されるのか、あと熱があったときにどのような対応をするのか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑に対する答弁を求めます。

久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは石山議員の御質疑にお答えいたします。

項4社会教育費、目3生涯学習センター費から目9コミュニティセンター費の備品購入費、サーモカメラの購入に伴う運用についてでございます。

こちらのほうにつきましては、それぞれ各施設におきまして、非接触型のサーモカメラを1台ずつ導入しまして、建物内の玄関付近に設置しまして、来館者の体温を測定するものでございます。既に、役場のほうでも設置しておりますが、機械の大きさ的にはもうちょっと小型のものという形のものになります。

それで、現在の各施設においての対応なんですけれども、職員により来館者の検温作業を実施しております。現在のところを、検温作業をするに当たり職員の負担がかなり大きくなっていることから、職員がある程度事務に専念できるようにということで導入するものでございます。

それと、今後の、今どういう形でというお話だと思うんですけれども、現在の対応については、各施設の入館の際に体温測定と手指消毒を実施しております。そのときに37度5分以上あった場合には、もう一度計り直すとか体温計で確認するとかという形で検温を実施しております。

また、37.5度以上ある方につきましては、その日といいますか入館はお断り、御遠慮していただけるようお話しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 検温と消毒について御説明いただきました。

もう一つだけちょっと確認させてください。

それで、熱があったときにまた計り直してとか、そういうときには、職員の方が計り直しか、そのようなところには対応されるということで、幾ばくかやっぱり時間を取られると思うんですけれども、前よりかは接触が減らせる、それから対応時間が減らせるという意味でしょうか。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、石山議員の御質疑でございますが、石山議員がおっしゃるとおり、1回目で例えば37.5度以上出る可能性もちょっとありますので、場合によっては2回、3回という形で計り直しをするような場合も出てくる状況でございます。そのたびに職員が行って対応するということになりますので、ちょっと時間的な作業も発生してしまいます。

それで今回機器を導入することで、改めてもう一度、例えば車でちょっと休憩をしていただくとかという形で、もう一度改めて来ていただくという形を取れば、職員のほうは、あそこに張りつくということは大丈夫かなと思いますので、そちらのほうで対応していきたいということで考えています。

以上です。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑が終わりました。

次に、1番峯山典明議員。

○1番（峯山典明君） 議案第78号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第10号）の款5農林水産業費についてお聞きいたします。

利根北部地区基盤整備事業、公園用地購入についてです。

購入予定の公園用地はどのようなものになるのか、また当初予算に組み込まなかった理由をお答えください。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、峯山議員の質疑にお答えします。

公園用地はどのようなものになるのかとのことですが、先ほど来各議員にお答えしているように、笠脱沼は蛟蝸神社や歴史的背景のある由緒ある沼であることを考慮し、沼を中心とした整備を関係機関と連携しながら検討していきたいと考えております。

また、周りが田んぼなものですから、維持管理は適時、草刈り等を実施していきたいと考えております。

当初予算に組み込まなかった理由でございますが、利根北部地区基盤整備事業が完了していなかったこと、公園用地の整形が完了していないこと等を踏まえ、稲敷土地改良区と協議をし、当初予算の計上ではなくて、完了した後に補正で対応してほしいということで、今回、補正のほうで計上させていただきました。

以上です。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 沼を中心として整備していくということなんですけれども、ということは、これは散策するような、ベンチがあって、沼を観賞するような公園ということではよろしいのでしょうか。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、御質疑にお答えします。

大変難しいと思うんですが、やはり、今現在、あそこへ来ている方というのは、ルアー釣りですか、そういった方がかなり来ているような形になっています。あと、散歩コースで白鳥とか、そういった飛来してくる時期にそういったものが池の中っていると観賞しているような形、あとは、やはり、蛟蝸神社の神池ですから、蛟蝸神社等もどのような形にしていこうか、ちょっとお話ししながら進めるしかないのかなということで考えております。

以上です。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） それでは3回目の質疑をさせていただきます。

こちらの公園の整備に関しては、近隣の方たち含めて住民要求、住民要望があって整備をするのか、それとも平成21年度にそのような計画があったということなんですけれども、



町主導なのかということをお尋ねします。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、峯山議員の御質疑にお答えします。

笠脱沼についてでございますが、笠脱沼については蛟蛸神社ゆかりの沼で、大田羅の神の伝説に基づく由緒ある沼であることから、推進員の中から保存の要望が強くありまして、基盤整備事業で埋立てをせず、保全する方向が一応決定されました。

それに伴いまして、池の周りの換地の不公平排除の観点から、沼周辺については町のほうでの取得の要望があったということ、こういった状況を踏まえまして、歴史的価値の高い由緒ある笠脱沼保存のため、一応公園用地としての整備を考えるものでございます。

以上です。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

8 番井原正光議員。

〔8 番井原正光君登壇〕

○8 番（井原正光君） 井原でございます。

議案第78号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第10号）について反対討論をいたします。

この議案第78号ばかりじゃなくて、その前の議案第77号の頃から多くの議員の方々が質疑をされております。それで、ようやくここに来てその全容が見えてきたかなという感じがいたします。

今回のこの一般会計補正（第10号）の中でも、補正の内容を見ますと、行政がやらなければならない大変重要な行政サービスの案件が詰まっております。だからといって、住民の血税を曖昧な要綱によって町長の独断で支出するということは、これは許されないというふうに思います。

補助金等の支出については、条例等をちゃんと整備して、再三言っているように整備して、そして支援内容、事業内容を明確にして補助金の額についてもちゃんと算出根拠を明らかにして支出すべきだというふうに思っております。

利根町でも、既に中小企業あるいは小規模事業者への助成金、あるいはまた空き家等についてのいろいろな助成金というのを支給しているんです。でも、この金額というのは小さいんです。小さいけれども、ちゃんとした支給要綱があって支給しているにもかかわらず、今回は2,000万円もの多額の金を支出するのに、利根町補助金交付規定を準用して要綱をつくってその中で支出、これはいかがなものかなと。行政としてこういう手続をすべ

きなのかなと私は思います。やはり行政というのは大事なことはやっぱり条例をつくって、その根拠に基づいて支出しないと、これはいけないというふうに思います。

今お話を聞きましたら、一番最後の最後ですよ。出店についてのいろいろな細かい話が出たのは。何で最初にその話が出なかったのかというふうに思います。いろいろな事情があって、世間的なこともあって制約される中で一生懸命やった、今企画課長の話を聞いてようやく理解はできましたけれども、理解はできましたけれども、やはり独立した誘致支援事業としての条例、これだけの金額ですから、やはりちゃんとつくって支出すべきだというふうに思います。

そういうことで、今回の補正の2,000万円の件なんですけれども、確かに住民が買物難民で困っている、だから急遽2,000万円出すんだよ。分からないでもないですよ。分からないでもないけれども、よく考えてみると、これダブルで出すんですよ。出店前の金額が今回のこの補正で、出店後は、さきに成立したところの利根町企業立地促進の中で要するにダブルでもってカスミを応援しようとする支援なんですよ。

ですから、やはりちゃんとした独立したその条例に基づいたこの補助体制を、支援体制をつくっていただきたいということを含めて、反対討論といたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員が発言は許します。

2番山崎誠一郎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 2番山崎でございます。

ちょっと誤解があると申し訳ないので、しようがないので、しっかりとした今の反論に対してお話をさせてもらいたいと思います。

先ほど企画課長のほうから、8月25日に全員協議会の場で説明があったと。2回ありました。そのときに、石井議員は真っ先に質問されておりましたが、最初3,000万円という話が飛び回っていて、3,000万円やるのかなと。結果的に今回2,000万円に、1,000万円減らしてもらったというか、2,000万円に来ていただく。

その際、議員全員出ていまして、いろいろありました。いろいろな質問も大勢の議員のほうから出ました。この場に及んで何の説明もなかったと、そういった話はちゃんちゃらおかしい話でございまして、そういったことを、誤解が町民の皆さんに誤解が生じてはいけないので、私は、これの賛成討論を今ここでしているわけでございますが、しっかりと全員協議会という正式な場で活発な議論を行ったわけでございますから、そういったことをなかったことにしないで、しっかりとそういった説明をされて、反対するのであれば反対すると、賛成するのであれば賛成するというようにしていただきたいと思います。

そういったことを含めまして、私はあの時点で、JA三井リースのほうは、早く決めてくれないと撤退すると、あの建物を壊すと、そういった説明もされたと記憶しております。

それを踏まえて、町民の皆さんに買物難民が発生してしまうとか、そういったことがな

いように、執行部の皆さんは一生懸命考えてこの2,000万円で落ち着いたのかなという思いをしておりますので、私は、本当にそれに敬意を表して、賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

5番石井公一郎議員。

〔5番石井公一郎君登壇〕

○5番（石井公一郎君） それでは、議案第78号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第10号）に反対討論いたします。

先ほど、やはり条例をきちんと作成して、支出の根拠をはっきりしていただいて、それで、金額が、先ほど3,000万円から2,000万円、そんなに簡単に1,000万円も下げるとか、そのようなことでは、それで福の助商店ですか、車が年間240万円で10年で2,400万円だと。その車を基本に考えたというようなことなので、実際のスーパーとは全然、商売のあれが違うのかなと、そのようなことであるんで、きちんと先ほども言ったように条例をきちんとして、それで、支出の根拠をはっきりしてやるべきだなと、そのようなことで私は反対いたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

4番大越勇一議員。

〔4番大越勇一君登壇〕

○4番（大越勇一君） 議案第78号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第10号）に賛成討論をいたします。

先ほどからスーパーマーケットの出店事業について話題となっておりますが、ほかにも重要な議案や案件、そして予算がありますので、これを速やかに通すべきだと私は思います。

以上のことから、この議案に賛成いたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第78号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

本案は、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第9、議案第79号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計

補正予算（第4号）を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 2点ほど伺います。

まず、特定健康診査対象者、これ事業勘定の方なのですけれども、また施設勘定のほうについては超音波診断装置の耐用年数、たしか耐用年数を超えたから、今回、債務負担行為を起こして購入するんだというようなお話なんですけれども、この耐用年数を切れた超音波診断というのは、これは有効なんですか。その辺も含めて、説明してください。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） 井原議員の御質疑にお答えいたします。

まず、特定健康診査対象者数ということでの御質問なんですけれども、特定健康診査の対象、まず年齢から言いますと、40歳以上から75歳未満の方が対象者となります。その年齢からすると、対象者数は去年は4,291人が対象者となっています。実際、特定健診を受診された方は2,010人という方が受診されております。それに対しての追加交付金となります。

次に、超音波診断装置の耐用年数につきましては、この機械は電子機器になりますので、毎年保守点検を実施した場合、メーカーのほうでは7年間の耐用年数ということになっております。

あと、今回の電子機器なんですけれども、平成23年から使用しております、メーカーのほうとしては、部品の交換の終了年月日が来年3月で切れてしまいますので、壊れても部品が入ってこないということです。新たに今回債務負担を起こした状況であります。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） まず事業勘定のほうなんです、半分以下ということですよ、受診者が。これをもう少し上げる方法、そういう推進方法、何かやっていたら教えてください。

それから7年間、施設勘定のほうの超音波の件、7年間というけれども、ここでもう10年も過ぎちゃっているんだよね。だから、さっき言ったように、その部品、点検しているという話なんだけれども、点検していればいつまでももつのかなという感じもするし、また部品がなくなっちゃえばそれでおしまいなんだけれども、人の健康を守ることでありますから、まして診療所は赤字じゃないから、もう耐用年数来たらすばっと交換してやってください。どうですか。その辺、約束してください。危なくてしょうがない。人の健康を守るのに、

古い機械でもってやられていたのではどうにもならない。町長どうですか。交換というか購入。

○議長（船川京子君） 直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） 井原議員の御質疑にお答えいたします。

まず、特定健診のほうで、確かに50%は切っているんですけども、健診のほうで毎年集団健診というのがあります。それが6月に実施しております。それで、漏れ者の方の場合は11月ということで健診をしております。それと付随して、まず集団健診ができない方に対しては個別健診ということで、医療機関と契約して健診をしてもらっているということで、推奨は勧めております。今回、令和2年度の場合ですと、ちょっとコロナの関係で集団健診でも予約制という形でやっております。

ちなみに去年ですと、大体1日平均当たり350人近く来られるんですけども、文間集落センターとかでもやっているんですが、そこは会場が狭いので百五、六十人が1日当たり受診しております。

あと次に、超音波診断装置なんですけれども、今回の場合はなるべく使える分だけ使うという形でやっていたので、ただ、耐用年数は7年なんですけれども、部品がある限り使おうということで使っていましたので、それで今回の部品供給がなくなったということで、新たに買い替えるということになります。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 就任して3年ちょっとがたちました。こういういろいろな機械のことも最近ぼちぼち報告が上がるようになったということで、やっぱり医療機器なので、耐用年数過ぎれば、これはもちろんのことです。

井原議員ばかりがそうやって思っているわけじゃないです。みんな思っていることです。こういうものに関しては、だから、報告がどんどん上がってくるような体制を今整えております。

以上です。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第79号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。再開を4時20分とします。

午後4時09分休憩

---

午後4時20分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（船川京子君） 日程第10、議案第80号 令和2年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第80号 令和2年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第11、議案第81号 令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

まず、この予算にも報酬改定等に伴うシステム改修という言葉が載っていますので、この報酬改定等の内容を、主な改正点、できれば利用者等の負担が増えるようになったのか、その辺も含めて説明していただければありがたいです。

それから高額医療合算世帯、これは何件あって、増える傾向にあるのかどうか、その辺も説明してください。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

蜂谷福祉課長。

○福祉課長（蜂谷忠義君）　こちら介護保険制度の介護報酬改定においては3年に一度見直しを行っており、現在も国において令和3年度改定に向けて、介護予防生活支援サービス事業と一般介護予防事業に関する見直し、対象者は要支援1、2の方及び介護予防生活支援サービス事業対象者となります。在宅医療介護連携推進事業に関する見直し及び介護報酬の改定等の審議を行っています。

この見直しにおいて、介護予防日常生活支援総合事業の対象者の弾力化、国が定める価格、単価の上限の弾力化、及び総合事業の上限の管理の見直しが行われます。

現在、この事業の利用対象者は要支援者等に限定されておりまして、要介護認定を受けると、それまで受けたこの事業のサービス利用が継続ができなくなることとなります。見直し後は、引き続きこのサービスを受けながら介護保険給付を受けられるように弾力化を行うこととなりますので、給付管理のシステム改修が必要となります。

それで、今、井原議員からありましたが、利用者は、今後、現在受けているサービスを要介護になっても引き続き受けられるようになってきますので、対象者は増えるものと思われまます。

次に、高額合算世帯についてでございます。

こちらにおきましては、昨年度、利根町の支給実績は件数が146件、支給額が370万836円となっております。今年度は、現在、この11月末までの支給実績において、件数が149件、支給額は432万4,590円となっておりますので、これについても今後も増えるものと考えております。

以上です。

○議長（船川京子君）　井原議員。

○8番（井原正光君）　ありがとうございました。

それで、もう少し突っ込んだことでちょっとお聞きしたいんですけども、利根町で介護が必要になったその原因、その何か統計など取っていますか。取っていたらちょっと教えてください。

○議長（船川京子君）　蜂谷福祉課長。

○福祉課長（蜂谷忠義君）　福祉課のほうにおきましては、ちょっとそちらのほうまでの統計は実際は取っておりません。

○議長（船川京子君）　井原議員。

○8番（井原正光君）　これ今、利根町でどういう状況かということと、これから介護がだんだん増えていく中で、やはり統計みたいなものは取るべきだと思うんですね。私はその必要性を感じているんですよ。

いろいろな民放などでは、テレビなんかで、何が一番多くてどうのこうのとぼっと出てくるんですけども、利根町ではどういう傾向なのかな、それに向けての体制というのは

あると思うんだよね。体制というのはあると思うんで、その辺の体制を見極めるにはやはり統計みたいのが必要だなというふうに思うんですよ。まして利根町は、高齢化に向けて行くわけですから、ぜひ連携してその辺の統計を取って対策を講じるようにしていただきたいなど、そういうふうに思うんです。どなたかちょっと。

○議長（船川京子君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

保健福祉センターにおきましては、以前から介護予防という事業を幾つか実施しております。その事業の目的としては、皆様が、高齢者お一人お一人が可能な限り御自分の力で生き生きと生活ができるようにということを目的に事業を実施しております。

それに関しては、福祉課の地域包括支援センターの職員と常に連携を取って、要介護2の認定を受ける前の御相談を受けたり、相談を受けた場合には介護なのか、それとも介護認定を受けずに町の介護予防事業で自立することができるのかということを中心に連携を取りながら事業を進めております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第81号 令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第12、議案第82号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第82号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）



を採決いたします。

本案は、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第82号は原案どおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第13、議案第83号 利根町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案に対する質疑通告議員はありませんので、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第83号 利根町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、原案に同意する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第83号は原案について同意されました。

ここで、利根町教育委員会委員の任命に同意された巻島 久氏から入場と発言を求められておりますので、これを許します。

〔教育委員会委員巻島 久君入場〕

○教育委員会委員（巻島 久君） ただいま利根町議会におきまして教育委員の御承認をいただきました巻島 久でございます。

利根町では、教員生活最後の3年間を布川小学校でお世話になりました。定年後、教育委員会事務点検評価委員もさせていただき、学校教育以外の社会教育等の現状も知ることができました。

私は、これまでの経験を生かし、微力ではございますが、利根町の教育発展のために努力したいと思っております。

町議会議員の皆様並びに町当局の職員の皆様方の御支援のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（船川京子君） 発言が終わりました。

巻島 久氏の退場を許します。

〔教育委員会委員巻島 久君退場〕

---

○議長（船川京子君） 日程第14、議案第84号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案に対する質疑通告議員はありませんので、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第84号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、原案に同意する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第84号は原案について同意されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第15、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、長田律子氏を適任と判断する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、諮問第1号は原案について適任と決定いたしました。

---

○議長（船川京子君） 日程第16、常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した所管・所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（船川京子君） 町長から発言を求められておりますので、これを許します。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 令和2年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

12月2日から本日までの7日間にわたり行われた本定例会も、ここに全日程を終了し閉会を迎えることになりました。議員の皆様方には、慎重なる御審議をいただきました結果、御提案申しあげました案件全てにつきまして、原案どおり可決並びに承認をいただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一般質問を行わない形での開催となりましたが、議案審査の過程で議員の皆様からいただきました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営の参考とさせていただきたいと考えております。

現在、令和3年度の予算編成を行っているところですが、編成に当たっては、毎年単年度の歳入をもって歳出総額を賄うことができず、財政調整基金やその他特定目的基金を取り崩すなど、大変厳しい状況が続いております。

このような中でも、質の高い行政サービスを提供し、町民が安心して豊かに生活できるよう、限られた財源の重点的な配分や事業の見直しを行い、効率的な財政運営を進め、各種事業について確実に実行できるよう予算編成に取り組んでまいります。

議員の皆様方には、今後も引き続き御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。議会定例会の閉会に当たり挨拶とさせていただきます。7日間大変御苦勞さまでございました。

○議長（船川京子君） 発言が終わりました。

---

○議長（船川京子君） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第4回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回、令和3年第1回定例会は、令和3年3月2日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午後4時39分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 船 川 京 子

署 名 議 員 石 井 公 一 郎

署 名 議 員 石 山 肖 子